

第50回 佐賀県高齢者保健福祉推進委員会

長寿社会課・令和5年8月18日（金）



第50回委員会における報告・協議事項

議題1

【資料1】

第8期さがゴールドプラン21の振り返りについて

- (1) 計画の趣旨、策定スケジュール【報告】……P2～4
- (2) 第8期さがゴールドプラン21の振り返り【報告】……P5～41

議題2

【資料2】

第9期計画の基本理念等について

- (3) 国の基本指針(案)について【報告】……P42～46
- (4) 第9期計画の基本理念等について【協議】……P47～50

議題3

【資料3】

第9期計画の論点について

- (5) 第9期計画の論点について【協議】……P51～60

(1) 計画の趣旨、策定スケジュール

計画策定の趣旨

- 「さがゴールドプラン21」(佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画)は、中期的な視点から、佐賀県として目指すべき基本的な政策目標を定め、市町(保険者)の取組みを支援するもの(3年ごとに見直し)
- 第8期計画は、2040年に向け、地域共生社会の実現を見据え、地域包括ケアシステムの推進を目標として、2040年までの中長期的な視野に立った施策の展開を図る。(計画期間:2021年度(令和3年度)~2023年度(令和5年度))



計画の点検・評価

- 計画の達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施するため、計画策定委員会でもある県高齢者保健福祉推進委員会にて、計画の進行管理を毎年度実施。

第9期ゴールドプラン21策定スケジュール

	国	県		各市町(保険者)
			高齢者保健福祉推進委員会	
R4	12月	社会保障審議会(制度見直し意見)		
R5	1月			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査(~7月)
	2月	社会保障審議会 (基本指針見直し方針)		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 配布 回収 集計 分析 </div>
	3月	全国課長会議 (次期計画の基本的考え方)	高齢者保健福祉推進委員会①(策定スケジュール説明) ※医療審議会との合同開催	
	4月		特養待機者調査(~7月) 介護サービス事業所実態調査(~7月)	
	5月			
	6月		策定予定計画について議会報告 保険者ヒアリング (管内の状況、検討状況等の確認)	
	7月	社会保障審議会(基本指針案) 全国課長会議(基本指針案)		
	8月	推計ツール提供	高齢者保健福祉推進委員会② (8期計画管理・評価、基本理念、論点整理等)	
	9月		保険者ヒアリング (事業量、保険料等)	サービス見込量、保険料の仮設定 (~10月)
	10月		高齢者保健福祉推進委員会③ (計画骨子案提示、施設整備方針等) 高齢者保健福祉推進委員会④ (目標値、個別論点整理等)	
	11月	基本指針告示	策定状況等について議会報告	サービス見込量、保険料報告(~3月)
	12月		高齢者保健福祉推進委員会⑤(計画原案) パブリックコメント	
R6	1月		高齢者保健福祉推進委員会⑥(最終)	
	2月		策定計画について議会報告	事業計画を議会に報告 介護保険条例の改正
	3月		第9期ゴールドプラン21策定	介護保険事業計画策定

(2) 第8期さがゴールドプラン21 の振り返り

第8期さがゴールドプラン21の主なポイント

1、2025、2040年までの長期的な視点

- 将来人口推計、要介護認定の状況、認知症高齢者数、介護人材の将来推計など

2、基本理念等の体系図の見直し

- 全ての分野が独立でなく関わりあっていることを、ベン図で表現。
- 人材確保の取組は、介護サービスだけでなく、社会参加や介護予防などの分野にも必要なため、全てを包含するものとした。

3、7つの主要施策を設定

- ①高齢者の社会参加の推進 ②自立支援・介護予防の推進 ③認知症の人との共生
- ④介護サービス・住まいの充実 ⑤高齢者の安全・安心な環境づくり
- ⑥地域を支えるネットワークの充実強化 ⑦医療・介護人材の確保

4、主要施策「医療・介護人材の確保」を特に力を入れるべき項目に設定

5、施策の充実に向けた新たな目標値の設定

- 「ゆめさが大学・大学院受講者の満足度」、「通いの場に参加した高齢者延べ人数」、「チームオレンジの設置市町数」、「介護福祉士養成課程高校の定員充足率」などを新たに設定

6、特別養護老人ホーム等の新たな整備は行わない

- ショートステイの定床化を可能とする（116床）

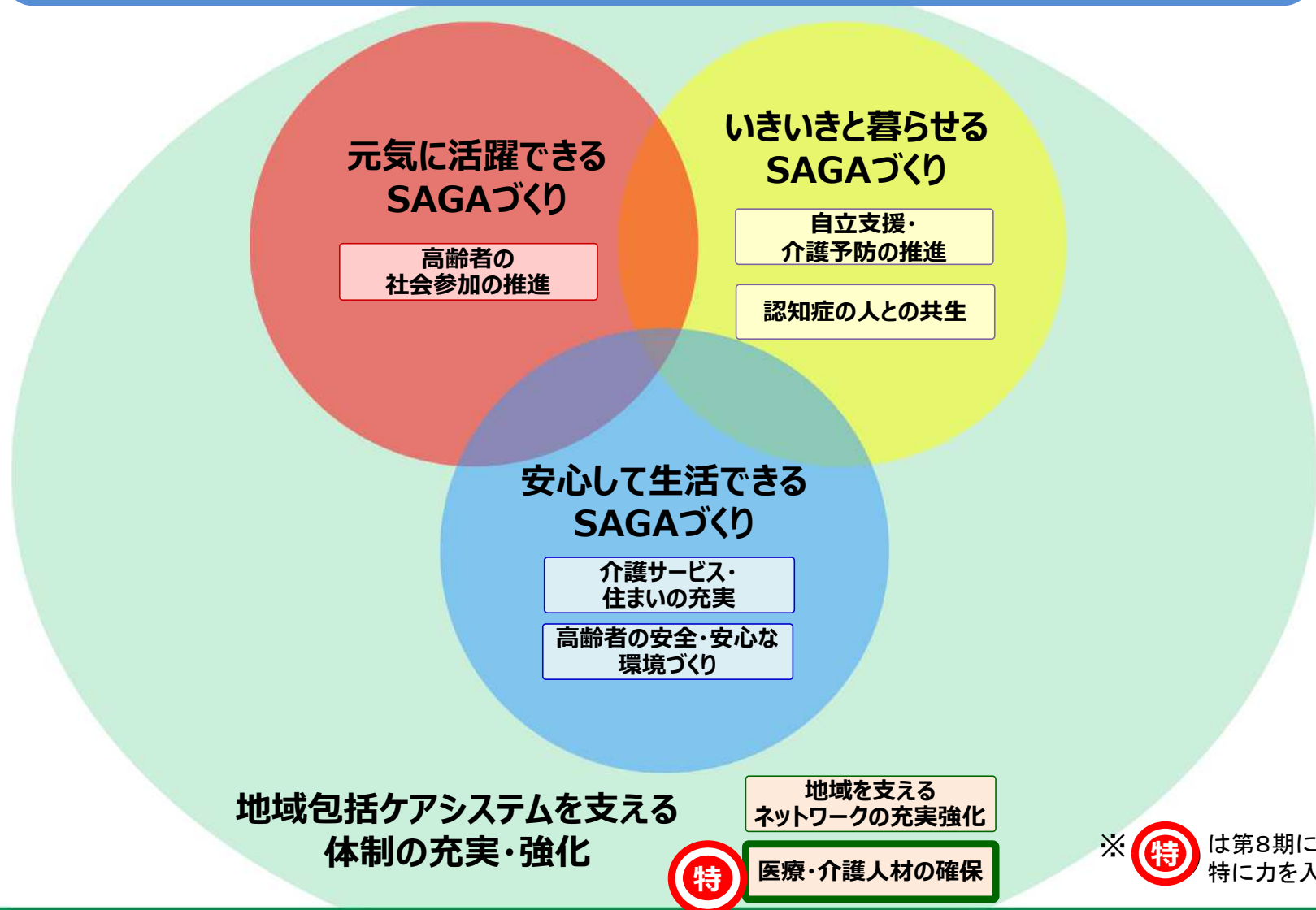
※朱書き箇所が前々回(第48回)からの主な変更箇所となります。

第8期計画の基本理念等

基本理念

すべての高齢者が
S 住み慣れた地域で A 安心して生活でき G 元気に活躍する A 明るく豊かな地域共生社会

基本目標 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進



施策体系

※ **特** は第8期において特に力を入れるべき項目

I 元気に活躍できる SAGAづくり

1 高齢者の社会参加の推進

- (1) 元気な高齢者の社会参加活動の推進
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 就業の支援
- (4) 人にやさしいまちづくりの推進

II いきいきと暮らせる SAGAづくり

1 自立支援・介護予防の推進

- (1) リハビリテーション専門職等を活かした自立支援の推進
- (2) 多様な主体による介護予防、生活支援サービスの充実
- (3) 保健事業と介護予防事業の一体的実施
- (4) 健康づくりの推進
- (5) 健康増進事業等の推進

2 認知症の人との共生

- (1) 認知症の正しい知識の普及啓発
- (2) 認知症予防・早期発見・早期対応
- (3) 医療と介護分野の認知症対応力の向上と連携強化
- (4) 認知症地域支援連携体制の強化
- (5) 若年性認知症施策の推進

III 安心して生活できる SAGAづくり

1 介護サービス・住まいの充実

- (1) 在宅生活を支えるサービスの創出支援
- (2) 施設・居住系サービスの必要入所定員総数
- (3) 介護サービスの質の確保・向上
- (4) 介護サービスの適切な量の確保
- (5) 介護給付適正化
- (6) 共生型サービスの普及促進
- (7) 生活支援のための施設確保
- (8) 高齢者向け住宅の整備・確保

2 高齢者の安心・安全な環境づくり

- (1) 災害や感染症等に対する備え
- (2) 高齢者虐待防止対策の推進
- (3) 相談・情報提供体制の充実
- (4) 成年後見制度等の利用促進
- (5) 消費者トラブルの未然防止と被害救済
- (6) 高齢者交通事故防止対策
- (7) 暮らしの移動手段の確保

IV 地域包括ケアシ テムを支える体制の 充実・強化

1 地域を支えるネットワークの充実強化

- (1) 在宅医療・介護連携の取組支援
- (2) 訪問看護ステーションへの支援
- (3) 在宅等での看取りの推進
- (4) 地域包括支援センターの充実強化
- (5) 多職種連携による地域ケア会議の推進
- (6) 地域の関係機関との連携強化

2 医療・介護人材の確保

- (1) 介護人材の将来推計
- (2) 参入の促進
- (3) 労働環境の改善
- (4) 処遇の改善
- (5) 資質の向上
- (6) 多職種の育成・確保

特

I-1 高齢者の社会参加の推進

■ 現状・課題

- ・高齢者のうち約8割は元気な高齢者であり、高齢者人口の増加に伴い、元気な高齢者も増加。
- ・60歳以上の約6割は、社会貢献をしたいと考えており、地域活動や社会参加に関心がある。
- ・高齢者は地域社会を支える担い手としての役割が期待されている。

■ 主な取組内容

- ・介護支援ボランティアポイント制度(愛称:サポータアさが)の普及促進
- ・ゆめさが大学を活用した高齢者の学びの場の提供
- ・就労的活動支援コーディネーターを活用した就労的活動の支援 等

■ 目標値と現状

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
ボランティアポイント登録者数	1,629人 (2019年度)	2,258人	2,000人
ゆめさが大学・大学院 受講者の満足度	3.9 (5段階評価) (2019年度)	4.0 (5段階評価) (2022年度)	4.0 (5段階評価)
就労的活動支援コーディネーターの配置市町数	— (2021年度事業開始)	0市町	10市町

※記載の各年の数値は年度による区切り

I-1 高齢者の社会参加の推進

■ 第8期の取組

(1) 元気な高齢者の社会参加活動の推進

- ・介護支援ボランティアポイント制度未実施の市町に対し導入を勧奨。ボランティアと対象施設等の間をコーディネート。
- ・ボランティア等の担い手の養成、発掘といった地域資源の開発やネットワーク化などを担う「生活支援コーディネーター」養成研修(基礎及びフォローアップ研修)を実施。

(2) 生涯学習の推進

- ・県民カレッジ参加講座拡大のための講座募集、参加機関での入学勧誘等を実施。
- ・ゆめさが大学による高齢者が地域社会で明るく積極的に活動する学習機会を提供。

(3) 就業の支援

- ・**ゆめさが大学に設置しているアシストセンター**と市町に配置している生活支援コーディネーターを繋ぐことにより、実質的に就労的活動を支援できる旨、市町へ周知。
- ・シニアはたらきたいけん推進協議会にて、シニア合同企業説明会、生涯現役職業生活設定セミナー等高齢者の就業を支援(令和3年度まで実施)。
- ・働きたいシニア応援デスクでの相談業務を実施。
- ・シルバー人材センター連合会に対し財政的な支援を実施。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

- ・お年寄りをはじめ、みんなが自然に支え合い心地よく暮らせる、人にやさしいまちのスタイル「さがすたいる」を広める取組として、ウェブサイトでの店舗・施設のバリアフリー設備やサポート情報を広く発信するとともに、環境整備を支援し、高齢者もお出かけしやすいまちづくりを推進。

I-1 高齢者の社会参加の推進

■ 今後(第8期)の取組

(1) 元気な高齢者の社会参加活動の推進

- ・介護支援ボランティアポイント制度未実施市町の解消には至っていない。全県的な事業実施を目指し、導入を働きかける。
- ・「生活支援コーディネーター」養成フォローアップ研修で、より実践的な事例を紹介していく。
- ・市町へのアドバイザー派遣等により、地域の課題に応じたサービス創出の取組を支援。

(2) 生涯学習の推進

- ・ゆめさが大学による学習機会の提供とともに、地域社会に積極的に参加できるよう支援。
- ・ゆめさが大学事務局に設置した「ゆめさがアシストセンター」により、ゆめさが大学卒業後も継続的に地域活動ができるよう支援。

(3) 就業の支援

- ・ゆめさが大学において設置したアシストセンターと市町に配置している生活支援コーディネーターを繋ぐことにより、実質的な就労的活動支援を進めていく。
- ・働きたいシニア応援デスクでの相談業務を継続。
- ・シルバー人材センター連合会への支援・助言を引き続き実施。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

- ・さがすたいるウェブサイトのコンテンツの充実に伴い、サイトの利用数も増加。引き続きみんなが自然に支え合い心地よく暮らせる、人にやさしいまちのスタイル「さがすたいる」を広げていく。

Ⅱ-1 自立支援・介護予防の推進

■ 現状・課題

- ・高齢化が進展し、要支援・要介護認定者が増加していく中で、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるための取組が重要
- ・介護予防については、専門職等の関与を得ながら取組内容の充実を図ることや効果の検証を行いながら継続することが必要

■ 主な取組内容

- ・リハビリテーション専門職等に対する研修の実施
- ・アドバイザー派遣を通じた「介護予防のための地域ケア個別会議」「通いの場」の支援
- ・介護予防事業に専門職等が関与するような市町取組の支援等

■ 目標値と現状

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
データに基づく介護予防に取り組んだ市町数	8市町	20市町	20市町

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
通いの場に参加した高齢者の延べ人数	8,222人 (2019年度)	11,730人	11,800人

		策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
平均寿命と健康寿命の差	男性	1.2 (2018年度)	1.2 (2020年度)	前年度より縮小
	女性	2.6 (2018年度)	2.6 (2020年度)	前年度より縮小

Ⅱ－１ 自立支援・介護予防の推進

■ 第8期の取組①

(1)リハビリテーション専門職等を生かした自立支援の推進

- ・市町の介護予防の取り組みを支援するため、地域包括ケア個別会議や通いの場等に専門職等を派遣。
- ・国保連合会が管理している医療、介護等の情報の提供。

(2)多様な主体による介護予防、生活支援サービスの充実

- ・地域包括支援センター職員や専門職に対して研修会を開催。
- ・県地域包括ケア推進会議において、市町及び関係団体の事例紹介を行い、取組を広く周知。
- ・神崎市に対して厚生労働省からの総合事業推進のための伴走型支援を実施。

(3)保健事業と介護予防事業の一体的実施

- ・市町の取組がより効果的、効率的になるよう、市町担当職員のスキルアップ研修及び意見交換会を実施した。
- ・後期高齢者医療広域連合、国保連合会と連携をとりつつ、三師会に事業への協力依頼を行った。

Ⅱ－1 自立支援・介護予防の推進

■ 第8期の取組②

(4)健康づくりの推進

- ・働き盛りの健康づくりは介護予防につながることも踏まえ、企業を中心に、さが健康維新県民運動の4つの取組「歩く・身体活動」「食と栄養」「歯と口の健康」「たばこ対策」を推進。
- ・「かかりつけ歯科医」の普及のため、歯科医療従事者への研修や、高齢者を対象とした出前講話などを開催。
- ・**地域高齢者の低栄養を予防するための食環境整備の推進。**

(5)健康増進事業等の推進

- ・新聞・雑誌・テレビ、SNS等において、がん検診の普及啓発を実施。
- ・協会けんぽ加入者を対象に、職場健診時における無料の肝炎ウイルス検査事業を実施。

Ⅱ－１ 自立支援・介護予防の推進

■ 今後(第8期)の取組

(1)リハビリテーション専門職等を生かした自立支援の推進

・引き続き地域包括ケア個別会議や通いの場への専門職の派遣等を通じて、市町の自立支援、介護予防の取組を支援していく。

(2)多様な主体による介護予防、生活支援サービスの充実

・住民主体の通いの場等で保健師による健康チェックを行うなど、継続的に高齢者の健康状態をチェックできる体制を支援。
・神崎市が取り組んだ多様な主体による介護予防の取組が他の市町にも波及するように働きかける。

(3)保健事業と介護予防事業の一体的実施

・引き続き市町担当職員のスキルアップ研修及び意見交換会を実施するとともに、市町の取組状況等を俯瞰し、今後の支援方針を後期高齢者医療広域連合等と協議する。

(4)健康づくりの推進

・引き続き、佐賀健康維新県民運動が、県民に広く浸透するよう、実態を把握しながら、ニーズに合った運動を推進していく。

(5)健康増進事業等の推進

・コロナ前の水準までは戻りきっていないものの、昨年度よりもがん検診受診者数は増えた。市町の実情を踏まえつつ、効果的な受診促進に繋がるようにさらなる連携強化を図る。

Ⅱ－２ 認知症の人との共生

■ 現状・課題

- ・認知症の人の数は、高齢化の進展に伴い、2025年には65歳以上の高齢者の約5人に1人に達する見込み。
- ・認知症は誰もがなりうるものであることから、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるようにしていく必要がある。

■ 主な取組内容

- ・認知症本人大使の佐賀県版「さが認知症すまいるリーダー」の協力のもとでの啓発活動
- ・「認知症サポーター」とその講師役となる「キャラバン・メイト」の養成
- ・アドバイザー派遣や研修等による市町の地域支援連携体制強化、先進事例の情報提供 等

■ 目標値と現状

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
認知症サポーター数	105,899人	120,829人	128,000人

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
チームオレンジの設置市町数	0市町	6市町	6市町

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
認知症本人大使の設置人数	0人	0人	2人

Ⅱ－２ 認知症の人との共生

■ 第8期の取組

(1) 認知症の正しい知識の普及啓発

- ・認知症サポーター養成講座の講師を務めるキャラバンメイトの養成のための研修会を開催。
- ・認知症の正しい理解のための介護事業者向けや県民向けのパンフレットを作成。
- ・**さが認知症すまいるリーダーの選定に向け、関係団体への推薦依頼や意向確認等を実施。**

(2) 認知症予防・早期発見・早期対応

- ・各市町の認知症地域支援推進員向けに研修会を開催。

(3) 医療と介護分野の認知症対応力の向上と連携強化

- ・伊万里・有田地区への認知症疾患医療センター設置に向けた取り組みを実施。
- ・医療・福祉関係の資格を持たない介護職員の受講が義務化された認知症介護基礎研修を、受講しやすいe-ラーニングに変更。

(4) 認知症地域支援連携体制の強化

- ・認知症の方を支えるチームオレンジ構築のためのチームオレンジコーディネーター養成研修を開催。アドバイザーを派遣し、市町個別の支援を実施。

(5) 若年性認知症施策の推進

- ・若年性認知症支援センターでの若年性認知症支援コーディネーターによる支援を実施。

Ⅱ－２ 認知症の人との共生

■ 今後(第8期)の取組

(1) 認知症の正しい知識の普及啓発

- ・更なる認知症の理解促進のため、県民に対する広報活動を強化。
- ・**さが認知症すまいるリーダー**からの発信により、認知症になっても自分らしく過ごすことができる社会の促進を図る。

(3) 医療と介護分野の認知症対応力の向上と連携強化

- ・引き続き、認知症疾患医療センターを認知症に関する医療機関の拠点として、県内における相談体制の充実を図る。また、引き続き、認知症サポート医や看護師等の認知症対応力向上を図る。

(4) 認知症地域支援連携体制の強化

- ・市町のチームオレンジの中心となるコーディネーターやチームオレンジメンバーに対して研修を実施する。チームオレンジ構築に向けたアドバイザーを派遣し、市町支援を行っていく。

(5) 若年性認知症施策の推進

- ・若年性認知症支援コーディネーターによる、若年性認知症の人の社会参加促進、本人・家族が交流できる居場所づくり、普及啓発を実施。

Ⅲ-1 介護サービス・住まいの充実

■ 現状・課題

- ・高齢化の進展に伴い、介護と医療双方のニーズを有する高齢者や、単身・夫婦のみの高齢者世帯数が増加していく見込。
- ・介護と医療双方のニーズや、家族介護者等のニーズにも柔軟に対応ができるサービスを充実していく必要がある。
- ・高齢者が安心して暮らせるよう介護サービス・住まいの適切な量の確保及び質の向上が重要。

■ 主な取組内容

- ・在宅生活を支えるサービスの創出支援
- ・サービスの質の確保の観点からの介護保険施設等に対する指導
- ・有料老人ホームに対する指導助言、施設職員に対する研修会の開催 等

■ 目標値と現状

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
在宅生活を支えるサービスの事業所数(※)	69箇所 (2020年度末見込)	75箇所	91箇所

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
適正化システム等を活用したケアプラン点検の実施保険者数	2保険者	7保険者	7保険者

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
有料老人ホームの生活満足度	86.9%	—	90%

※在宅生活を支えるサービス・・・小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

Ⅲ-1 介護サービス・住まいの充実

■ 第8期の取組

(1) 在宅生活を支えるサービスの創出支援

・サービス普及のためサービスの指定を受けている**介護事業所(R3 5箇所,R4 4箇所)にアドバイザー派遣、介護支援専門員を対象としたセミナー1回開催(R3,R4 各1回)**、利用者向けパンフレットをR3年度359箇所へ配布。

(3) 介護サービス等の質の確保・向上

・介護サービスの質の確保・向上のため、有料老人ホーム及び介護保険施設等に対して、個別指導・助言等を実施するとともに、感染症対策に関する研修、食事の質の向上に関する研修、**接遇マナーの向上に関する研修**、BCP(業務継続計画)の策定義務化に向けた研修を実施した。

(4) 介護サービスの適切な量の確保

・医療機関からの個別相談に対応する体制を確保。医療病床の転換意向アンケートを実施し、今後の転換予定等の把握を行った。

(8) 高齢者向け住宅の整備・確保

・居住支援協議会を開催。今後の取組について議論。居住支援法人について1件新規指定。
・住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録は1107棟から1581棟へ増加(R4)。
・**福祉のまちづくり条例に基づく共同住宅の新築等届出について不適合箇所のあった12件の指導助言を実施。(R4)**
・バリアフリー化のため、県営住宅にエレベーターを設置。
・住宅確保要配慮者については公営住宅への入居を円滑化。収入超過者については、民間住宅への住み替え促進を図った。

Ⅲ-1 介護サービス・住まいの充実

■ 今後(第8期)の取組

(1)在宅生活を支えるサービスの創出支援

- ・引き続き、人材確保・定着につながるアドバイザー派遣や県内事例を紹介した普及促進セミナー等、サービス普及に取り組む。

(3)介護サービス等の質の確保・向上

- ・有料老人ホーム及び介護保険施設等に対して、実地による指導等により適合状況について確認し、必要に応じ是正を指導していく。
- ・引き続き、感染症対策やBCP(業務継続計画)の策定義務化に向けた研修を実施していく。

(8)高齢者向け住宅の整備・確保

- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅について引き続き周知、登録を推進していく。
- ・福祉のまちづくり条例に基づく共同住宅の新築等届出について指導助言を行っていく。
- ・公営住宅については、引き続き既存住棟のバリアフリー化を推進。住宅確保要配慮者の円滑な入居、収入超過者の民間住宅への住み替え促進についても継続的に実施。

Ⅲ-2 高齢者の安全・安心な環境づくり

■ 現状・課題

- ・大規模な自然災害や、感染症などに備え、高齢者の安全安心の確保に向けた取組が必要。
- ・要介護施設従事者等による虐待は一定程度発生しており、理解促進や相談体制の充実が必要。
- ・成年後見制度を必要とする人を適切に支援するため、後見人の養成や地域のネットワーク構築が必要。

■ 主な取組内容

- ・ 災害や感染症に備えた設備整備の支援や応援体制の構築
- ・ 高齢者虐待防止の理解促進のための広報啓発、介護従事者向け研修の実施
- ・ 権利擁護支援が必要な人の適切な支援につなげる中核機関の整備の推進 等

■ 目標値と現状

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
高齢者虐待に関する研修受講者数（3ヶ年度累計）	802人 (2018～2020年度)	725人 (2021～2022年度)	1,200人 (2021～2023年度)
	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
成年後見制度利用促進に向けて中核機関を設置した市町の数	0市町	7市町	20市町*

*中核機関を設置した市町の数とは2023年度の目標値である3市町を達成。県内全市町での中核機関整備を目指すよう目標を従来より高い数値に設定。

Ⅲ-2 高齢者の安全・安心な環境づくり

■ 第8期の取組①

(1) 災害や感染症等に対する備え

- ・高齢者福祉施設等における防災計画の見直しや避難確保計画の策定を促進。「避難タイムライン」の作成、セミナーの開催や専門家の指導による避難訓練を実施。
- ・各市町への情報提供や指導などを実施し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進。
- ・高齢者施設間での応援職員派遣体制を構築するとともに、災害や感染症発生時の衛生用品等の不足に備えて衛生用品等の備蓄を行い、必要とする施設に配布した。あわせて、介護職員向けの感染症に関する研修を実施した。

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

- ・介護従事者や市町職員向けの研修を実施し、高齢者虐待防止への理解促進を図った。介護従事者のスキルアップ研修も実施予定。

(3) 相談・情報提供体制の充実

- ・県内事業所の介護サービス情報公表制度への登録を支援。

(4) 成年後見制度等の利用促進

- ・県内市町担当者及び市町社会福祉協議会担当者向け研修会を実施。ブロック別担当者会議にて県内外の取組状況を周知。
- ・佐賀家庭裁判所との定期的な協議を実施。
- ・市民後見人養成研修を受講した方に対し、フォローアップ研修を実施。
- ・複数市町による広域での中核機関設置に向けて、宮崎県内の先行事例について視察や情報提供の機会を設けた。

Ⅲ-2 高齢者の安全・安心な環境づくり

■ 第8期の取組②

(5) 消費者トラブルの未然防止と被害救済

- ・県HPや広報紙等にて消費者トラブル防止のための注意喚起を実施。
- ・「自立した消費者」を育成するため、出前講座にて消費者教育を実施。
- ・**高齢者など特に配慮を要する消費者の安全確保のために、県内市町に「消費者安全確保地域協議会」の設置促進を図った。**
- ・**消費者行政及び福祉行政担当部署・関係団体等の職員を対象に、見守りネットワーク構築のための研修会を実施した。**

(6) 高齢者交通事故防止対策

- ・交通安全県民運動等で事故防止を啓発、高齢歩行者の安全な行動の醸成等に努めた。

Ⅲ-2 高齢者の安全・安心な環境づくり

■ 今後(第8期)の取組①

(1)災害や感染症等に対する備え

- ・タイムラインの作成及び避難確保計画の見直しを行うよう促していく。福祉施設等における「風水害対策リーダー」の育成を実施予定。
- ・高齢者施設間での**応援職員派遣体制を継続**し、引き続き災害や感染症発生時の衛生用品等の不足に備えて衛生用品等の備蓄を行う。介護職員向けの感染症に関する研修を実施する。

(2)高齢者虐待防止対策の推進

- ・高齢者虐待防止への理解は深まってはきているが、発生を防ぐことは出来ていない。今後も研修等で理解促進を図る。

(3)相談・情報提供体制の充実

- ・利用者に必要な情報が得られるよう、介護事業所の介護サービス情報公表制度への登録を引き続き支援。

(4)成年後見制度等の利用促進

- ・権利擁護支援が必要な人と適切な支援をつなげる仕組み(地域連携ネットワーク)の整備の中心となる中核機関の設置を推進する。

Ⅲ-2 高齢者の安全・安心な環境づくり

■ 今後(第8期)の取組②

(5)消費者トラブルの未然防止と被害救済

- ・県ホームページや広報紙等にて消費者トラブル防止のための注意喚起に努める。
- ・出前講座等を通じて消費者教育に努める。
- ・高齢者など特に配慮を要する消費者の安全確保のために、県内市町に「消費者安全確保地域協議会」の設置促進を図る。
- ・消費者行政及び福祉行政担当部署・関係団体等の職員を対象に、見守りネットワーク構築のための研修会を実施する。

(6)高齢者交通事故防止対策

- ・高齢者の死亡事故が多い。高齢者の安全な行動の醸成と、歩行中事故の防止対策を実施。
- ・**運転に不安を覚える高齢者の免許返納を後押しするため、これまでタクシー事業者が行っていた運転免許証返納者等に対する1割引サービスに、県が1割上乘せして2割引に拡充する高齢者運転免許証返納割引事業を実施。(令和4年8月～令和6年度末まで)**

(7)くらしの移動手段の確保

- ・県内20市町でコミュニティバス、予約型乗合タクシー等地域交通が運行されている。引き続き地域交通の確保、改善等に取り組んでいく。

IV-1 地域を支えるネットワークの充実強化

■ 現状・課題

- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護の関係機関の情報共有及び連携体制の推進が必要。
- ・地域包括支援センターの運営が安定的・継続的に行われるよう、適切な事業評価や人員体制など、複合的な機能強化が必要。

■ 主な取組内容

- ・在宅医療・介護関係者向け情報共有ツールの活用促進
- ・訪問看護ステーションの人材確保に要する費用等への支援
- ・地域包括支援センターの充実強化

等

■ 目標値と現状

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
看護師数5名以上の 訪問看護ステーション数	52箇所	62箇所	83箇所

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
医療機関看取り率	77.8% (2019年)	73.9% (2021年)	現状より低下

IV-1 地域を支えるネットワークの充実強化

■ 第8期の取組

(1) 在宅医療・介護連携の取組支援

- ・市町による在宅医療・介護連携事業のPDCAサイクルに沿った取組ができるよう研修会を実施。
- ・地域の医療、介護の情報共有の実態把握のため、国保連等から収集したデータを市町に提供。
- ・高齢者ケアに必要な情報を医療、介護で共有するICTシステムの利用料を補助。
- ・在宅医療、介護連携に携わる関係者による事業連絡会議を開催。

(2) 訪問看護ステーションへの支援

- ・訪問看護ステーションの規模拡大による充実強化のため、人材確保や備品整備に要する経費などを補助。

(4) 地域包括支援センターの充実強化

- ・地域包括支援センター職員や専門職に対して研修会を開催。

(5) 多職種協働による地域ケア会議の推進

- ・県内市町における、地域ケア会議の実施状況を聞き取り、個別ケースの検討により共有された地域課題を把握。

(6) 地域の関係機関との連携強化

- ・民生委員活動への理解・協力・周知のため、県職員退職予定者に、民生委員制度等についてのパンフレットを配布。

IV-1 地域を支えるネットワークの充実強化

■ 今後(第8期)の取組

(1)在宅医療・介護連携の取組支援

- ・地域の実情に応じた柔軟な在宅医療・介護連携推進事業の取組ができるよう、市町のさらなる取組を推進。
- ・高齢者の入退院の際の医療と介護の情報共有の推進のため、「退院支援ルール」の更なる普及を図る。

(2)訪問看護ステーションへの支援

- ・訪問看護ステーションの規模拡大に資する費用に対して県から補助を実施予定。

(4)地域包括支援センターの充実強化

- ・地域包括支援センター職員研修において職員の資質向上を図る。

(5)多職種協働による地域ケア会議の推進

- ・地域ケア会議の実施状況聞き取りにより地域づくり、資源開発や政策形成に結びつけることに苦慮している市町が多いことが判明。個別課題から政策形成に結びついた好事例を聞き取り、横展開を図る。

(6)地域の関係機関との連携強化

- ・民生委員活動への理解・協力・周知により、昨年度末より欠員数が3名減少し、充足率上昇。次年度も広報を実施。

IV-2 医療・介護人材の確保

■ 現状・課題

- ・2025年度に1,147人、2040年度に4,769人の人材が不足すると見込まれており、これを見据えた人材確保の取組が必要。
- ・高齢者の増加と生産人口の減少が進む中、地域包括ケアシステムを支える介護人材の安定的な確保や、業務効率化の取組の強化が必要。

■ 主な取組内容

- ・メディア等広報媒体を活用した介護の魅力発信
- ・「佐賀の若者が佐賀の介護を支える」という姿を目指した若者に特化した取組の実施
- ・先進機器(介護ロボット・ICT)導入支援や文書の標準化・簡素化の実施
- ・介護職員処遇改善加算の取得のための支援 等

■ 目標値と現状

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
人材不足を感じている事業所の割合	46.8%	—	28.0%

令和2年度介護サービス事業所実態調査（回答事業所数：1,052事業所）

	策定時【R2】	現状値【R4】	目標値【R5】
介護福祉士養成課程高校の定員充足率	46.9%	35.7%	60.0%

IV-2 医療・介護人材の確保

■ 第8期の取組①

(2) 参入の促進

- ・介護の仕事の魅力・やりがいに対する理解・興味関心を促進するため、人材確保戦略ミーティングを実施。介護の魅力を発信するWEBサイト「さがケア」を開設、**事業所の紹介記事等を掲載、更に会員登録機能を設けSNSと連携し、WEBを中心としつつ、チラシによる広報も実施。**
- ・小中学生向けの介護の仕事体験イベント「キッズケアサガ」を実施。R3は佐賀市(定員300名)、**R4は佐賀市、伊万里市(定員400名)で開催。**
- ・介護事業所、介護福祉士養成施設を通じて、外国人留学生の受け入れ、日本語学習を支援。**R4から介護事業所向けの外国人介護人材受入セミナーを開催(R4 52事業所 63名参加)**
- ・介護福祉士養成施設を通じて、介護事業所と留学生とのマッチングを促進。(R3 38人,R4 43人)
- ・福祉系高校の学生に介護実習費等の補助(R3 427人、R4 414人)、新たな通学支援金を支給(R3 38人、R4 28人)により、将来を担う介護人材を支援。福祉系高校のPRパンフレットにより周知を図る。
- ・福祉関係事業所と就職希望者を対象に合同就職面談会を実施。

(3) 労働環境の改善

- ・介護事業所等の先進機器(介護ロボット・ICT)導入を支援。介護者の身体的負担等の軽減や業務の効率化への取組を促進。

(4) 処遇の改善

- ・専門家の派遣等を行い「介護職員処遇改善加算」等の取得を促進。
- ・**介護職員等を対象としたエッセンシャルワーカー処遇改善事業を実施。**

IV-2 医療・介護人材の確保

■ 第8期の取組②

(5) 資質の向上

- ・介護サービス相談員の質の向上を図るため研修を実施。
- ・介護支援専門員の資質向上を目的として、地域包括ケアに向けた各地区研修を実施。
- ・介護支援専門員(スーパーバイザー)養成のため、指導者養成研修、地域同行型研修を実施。
- ・法定研修の体系的な実施と研修内容の充実を図るため、**研修シラバス(実務前期)**を策定。

(6) 多職種の育成・確保

(医師)

医師の育成・県内定着を推進する「SAGA Doctor-Sプロジェクト」として、以下の取組を実施。

- ・医師修学資金貸与者を中心としたキャリア形成支援
- ・臨床研修医増に向けた研修内容の魅力化
- ・自治医科大学卒業生の定着支援
- ・**開業医の高齢化による診療所廃止等に備えた一次医療提供支援**

(歯科医師、歯科衛生士)

- ・「摂食嚥下スペシャリスト」を対象に嚥下障害に関する研修を実施。
- ・その他、県歯科医師会、県歯科衛生士会と連携した研修の実施。

(薬剤師)

- ・県薬剤師会による奨学金事業を支援。33人に奨学金を貸与。

IV-2 医療・介護人材の確保

■ 第8期の取組③

(6) 多職種育成・確保

(看護師、准看護師、保健師、助産師)

- ・県内看護職員等養成所の運営を支援し県内就業の促進に取り組んだ。
- ・潜在看護師確保のためナースバンク事業により就職相談等を実施。
- ・**再就業促進のため、看護師や助産師等を対象に再就業支援研修を実施。**

(管理栄養士、栄養士)

- ・**給食施設栄養士研修、行政栄養士***業務検討会を実施。

*行政機関で働く栄養士・管理栄養士

(社会福祉士、介護福祉士)

- ・潜在的な社会福祉士、介護福祉士の登録者集増のため届出制度のPRを実施。登録者への情報提供、研修会、就職面談会の周知、就業支援を実施。
- ・介護福祉士等の資格を目指す学生76名に新規で修学資金を貸与。
- ・福祉系高校に通う生徒18名に修学資金(国家試験受験対策費用、就職準備金)を貸与。

(介護支援専門員)

- ・各種法定研修のほか、資質・専門性向上のため研修を実施。

(介護サービス相談員)

- ・相談員育成のための研修を実施。

IV-2 医療・介護人材の確保

■ 今後(第8期)の取組①

(2) 参入の促進

- ・佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」を中心にSNS連携した広報の更なる取組、掲載事業所、特集記事の拡大を実施。
- ・介護の仕事体験事業「キッザケアサガ」は小中学生に介護の仕事を知り、興味を持ってもらうイベントとして好評。本年度は、引き続き複数箇所での開催、定員数の拡大等改善して引き続き実施。
- ・介護事業所の外国人人材の受け入れ支援として、新たに介護事業所の経営者、施設長、介護職員の方等を対象とした外国人介護人材受け入れセミナーは受入制度の動向を踏まえ講義内容を改善し引き続き開催。
- ・介護実習費等の補助により、福祉系高校の学生から福祉系コースを選択したという声もあがっており引き続き支援。

(3) 労働環境の改善

- ・引き続き介護事業所等の先進機器(介護ロボット・ICT)導入支援を実施し、介護者の身体的負担等の軽減や業務の効率化への取組を促進。

(4) 処遇の改善

- ・「介護職員処遇改善加算」等の取得を引き続き促進。

IV-2 医療・介護人材の確保

■ 今後(第8期)の取組②

(5) 資質の向上

- ・介護サービス相談員研修は引き続き実施
- ・介護支援専門員は地域包括ケアシステムの中核を担う存在として重要。資質向上に努める。
- ・各地区研修については、県内各地域での課題に応じた研修を実施しており、多職種を含めた多くの介護支援専門員が受講。主任介護支援専門員には地域の介護支援専門員を指導・支援する役割が求められているおり、スーパーバイザーの養成に計画的に取り組む。
- ・引き続き法定研修の演習指導者及びファシリテーター養成に取り組む。
- ・**資質向上に向けた資質向上委員会を開催。御意見を踏まえ更なる資質向上に取り組む。**

(6) 多職種の育成・確保

(医師)

- ・修学資金を貸与した医学生、臨床研修医に対して、佐賀大学医学部に設置した医師育成・定着支援センターによる**卒前卒後のキャリア支援を強化**
- ・県内臨床研修プログラムをより魅力的なものに見直し
- ・若手医師の定着に向けた魅力ある医療機関を増やす取組の検討
- ・診療所の廃止等に備えた一次医療提供支援

(歯科医師、歯科衛生士)

- ・**高齢者等のニーズにあった必要な研修等の実施と情報共有。**
- ・在宅歯科衛生士の現状把握。

(薬剤師)

- ・県薬剤師会の奨学金事業に対する支援を継続。

IV-2 医療・介護人材の確保

■ 今後(第8期)の取組③

(6) 多職種^①の育成・確保

(看護師、准看護師、保健師、助産師)

- ・県内就業率は前年度より上昇。引き続き養成所への運営費補助を継続する。
- ・潜在看護職員の再就業支援について、研修内容の検討等広く対応していく。

(管理栄養士、栄養士)

- ・オンライン研修が主流となり、受講機会が増大。研修の周知に努める。

(社会福祉士、介護福祉士)

- ・潜在的な社会福祉士、介護福祉士の呼び起こし、県内就業定着促進に向けたPR・研修会を実施。
- ・引き続き介護福祉士等の資格を目指す学生や生徒に修学資金を貸与する。

(介護支援専門員)

- ・引き続き法定研修の体系的な実施、法定研修の演習指導者及びファシリテーター養成に取り組む。

・**介護支援専門員の合格率上昇に向け佐賀県社会福祉協議会と連携。**

(介護サービス相談員)

- ・引き続き相談員研修を実施し、育成に努めていく。

介護人材確保に向けた県の取組

小中高生 保護者 先生 学生 県民

潜在的有資格者

介護職員
(無資格者)

介護職員
(有資格者)

参入の促進

離職防止・定着促進

理解促進・イメージアップ

- 介護の仕事魅力発信事業（魅力発信サイト「さがケア」,冊子等）
- 介護の仕事体験事業（職業体験イベント「キッズケアサガ」）
 - 「介護の日」記念事業（著名人による講演会、介護技術コンテスト 等）
- 将来を担う介護人材支援事業（福祉系高校等の広報）

新規参入者への支援

- 将来を担う介護人材の支援事業（実習費・被服費等）
- 将来を担う介護人材の支援事業（通学支援金）
- 修学資金貸付（福祉系高校） ● 介護福祉士修学資金等貸付（短大、大学）
 - 初任者研修補助事業
 - 就職フェア、就職面談会
 - 介護未経験者研修と介護事業所とのマッチング支援
 - 介護分野就職支援金貸付（他業種）
- 留学生への奨学金支援事業
- 留学生に対する日本語学習支援事業
- 留学生マッチング支援事業
- 外国人介護人材受入支援事業（セミナー）

- 再就職準備金貸付（経験者）

- 実務者研修受講資金貸付

処遇（賃金）の改善

- 加算取得のための専門家（社労士等）派遣の実施
- 加算取得のためのセミナー等の開催

職場環境改善

- 施設内保育施設運営費補助事業（国）人材確保等支援助成金
- 介護現場における先進機器導入支援事業 ● 職場環境改善セミナーの開催
- 抱え上げない介護普及推進事業
- 介護職員の宿舍施設整備補助事業

資質の向上

- 職種別・階層別の各種キャリアアップ研修
- 喫煙吸引等研修
- 初任者研修補助事業（再掲）
- ストーマケア研修

佐賀の介護人財あいプロジェクト

目的

「佐賀の若者が、佐賀の介護を支える」ことを目指し、若年層の介護への関心を高めるとともに、福祉系高校での資格取得及び介護職への参入・定着を支援することにより、将来の介護現場を担う人材を確保する。

背景

高齢者の増加や生産年齢人口の減少が進む中、介護人材を安定的に確保する。

事業内容

小学生

中学生

高校生

介護の魅力発信のための幅広い広報（HP（さがケア）、CM等）（R3～）

介護の仕事体験イベント「キッズケアサガ」（R3～）



福祉系高校の周知・PR（R3～）



資格取得に係る実習費等の支援（R1～）

通学費補助（R3～）
毎月の通学費から5千円控除した額



貸付（R3～）
就職準備金：20万円
国家試験受験対策費用：4万円（年額）
※3年間介護従事で免除

事業期間

令和3年度～（2021年度～）

佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」



佐賀の介護事業所リサーチャー
「介の助（かいのすけ）」

■「さがケア」について

介護の仕事の魅力を発信するため、佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」を2021年度末に開設。

■概要・特徴

- ・キャリアパス制度や人材育成の仕組みを設けているなど、一定の基準をクリアした介護事業所の情報・求人情報を掲載
- ・介護事業所の理念、価値観や歴史などを深掘りして伝えるインタビュー記事
- ・働く仲間や職場の様子が分かりやすい、豊富な写真や映像
- ・地域・条件から、自分の希望に合った介護事業所が見つかる検索ページ
- ・佐賀の介護を盛り上げる、個性あふれる介護職員等のインタビュー記事
- ・これから介護を学ぶ学生に向けた就学サポートページ/初めて介護の仕事に就く方に向けたキャリアサポートページ
- ・県内介護事業所の紹介記事や特集記事、新着情報が会員あてにメール通知される会員登録機能（新）



佐賀県

佐賀の介護と出会えるサイト

さがケア

会員登録募集

「さがケア」に会員登録すると、県内介護事業所の紹介記事や特集記事、イベントの新着情報などがメールで通知されます!!

介護のお仕事に興味があるキミ! ぜひ登録してね

詳しくはコチラ

サイトは会員登録しなくてもどなたでも閲覧できます

https://saganokaigo.jp/

さがケア

介護に関する情報が満載

佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」は、介護を学ぶための学校紹介や求人情報、介護の仕事の魅力ややりがいを紹介しています。

介護を学べる学校の情報!

学校の情報や、進学のためのサポート情報を紹介。中学生向けに高校の一覧、高校生向けに大学・短大の一覧を掲載!

介護の仕事に就くための情報!

資格やキャリアアップ、職場の選び方、就職支援制度など、佐賀県で介護の仕事をする情報が満載!

「さがケア」会員登録募集チラシ

委員会(R4/8/26)での主な意見と対応

No.	意見	対応
1	<p>認知症の人との共生 認知症本人大使は、いろんなかたちで働きかけをしていないとなかなかお見えにならないのではないかと。</p>	<p>大使の推薦については、県内市町・保険者、医師会等へ広く依頼し、候補者の掘り起しに努めている。今後も引き続き、情報収集していく。 現在、候補者1名の任命について手続きを進めている。</p>
2	<p>地域を支えるネットワークの充実強化 特定看護師が入っていなかったため、できたら訪問看護に特定行為を持ったような看護師を増やしてほしい。</p>	<p>受講料補助をはじめ、検討会、講演会、意見交換会等、特定行為研修の推進、修了者増加に努めており、令和5年度も引き続き実施する。</p>
3	<p>地域を支えるネットワークの充実強化 訪問看護ステーションへの支援ということで、人材確保ということであげられているが、確かに本当に人材が少なく、しかも高齢化していくというのが現状。どうにかするのか。</p>	<p>佐賀県訪問看護ステーション規模拡大支援事業において、求人広告のためのネットや紙面掲載、人材サービスによる紹介料等を補助支援。また、新規雇用のほか、同一法人の他の事業所等からの配置換による増員も対象とし、人材確保につなげている。</p>
4	<p>地域を支えるネットワークの充実強化 訪問看護ステーションをもう少し人数を増やして、大規模をもう少し増やしていくということも課題。研修にいきたくても人材不足、人がいないために研修にもいけない。</p>	<p>佐賀県訪問看護ステーション規模拡大支援事業では、看護師を新規採用した場合に、当該看護師が施設にいながらオンライン研修を受ける場合も、その研修費用を補助できるようにしている。</p>
5	<p>医療・介護人材の確保 通学支援金も始まったばかりで、周知と定着が必要。次の学年の生徒達が安定してこの事業継続されるというところがなく、なかなか候補にも入っていない。介護のすすめのパンフレットの配布予定は。</p>	<p>令和5年度についても引き続き通学支援金を実施。 介護のすすめのパンフレットは、令和4年度は増刷して配布。令和5年度はリニューアルして配布予定。</p>

委員会(R5/3/22)での主な意見と対応

No.	意見	対応
1	<p>医療・介護人材の確保 2025年だが、介護人材に関して、前が600人足りない、今回は1,200人足りない。この介護人材に関して、具体的な策をどう補っていくのか、提供体制が非常に逼迫している。具体的な策を。</p>	<p>介護人材確保の取組は引き続き重要なものと位置付けつつ、次期計画期間にあわせ、施策を改善し実施することができるよう検討を進めている。</p>
2	<p>医療・介護人材の確保 訪問看護ステーションの人材は不足、高齢化している。なかなか訪問看護ステーションに看護師さんが集まらないという状態がある。どういうふうな対策をしていくかとか、そういったものをしっかりと指針を出していただきたい。</p>	<p>訪問看護師養成講習会での、幅広い訪問看護の魅力発信、訪問看護サポートセンター事業による訪問看護師に対する研修会や、相談事業を実施し、訪問看護師の確保と質の向上に努めている。第9期計画における重要な課題として連携して協議・検討を進めていく。</p>
3	<p>介護サービス・住まいの充実 介護情報基盤の整備で、この中で、自治体、利用者、介護、それから、医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備すると。ほとんど介護は電子的なことをやっていない。なかなかできないのでは。 介護業界はLIFEを使っている。LIFEを使わないとだんだんと実績自体が落ちてくる。県もサポートしてほしい。</p>	<p>保険者である市町村が円滑に情報基盤の整備を進めていくことができるよう支援に努めていく。 科学的介護情報システム(LIFE)については活用が要件とされている加算がある点を踏まえつつ支援策を検討していく。</p>

(3) 国の基本指針（案）について

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を
確保するための基本的な指針（案）」

介護保険事業(支援)計画について

保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、8期指針：令和3年1月厚生労働省告示第29号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組及び目標 ○ その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標 ○ その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

出典：厚労省全国担当課長会議資料

第9期 介護保険事業（支援）計画 基本指針（案）の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- 一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現
 - 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
 - 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
 - 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
 - 4 日常生活を支援する体制の整備
 - 5 高齢者の住まいの安定的な確保
- 二 中長期的な目標
- 三 医療計画との整合性の確保
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
- 八 高齢者虐待防止対策の推進
- 九 介護サービス情報の公表
- 十 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携
- 十二 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 十三 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十四 災害・感染症対策に係る体制整備

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
- 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

- 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項
- 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項
- 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

第四 指針の見直し

別表

第9期介護保険事業(支援)計画の主な内容

介護保険事業計画（市町村）

- ◎ 基本理念、施策の達成状況の評価等
- ◎ 要介護者等地域の実態の把握
- ◎ 計画作成のための体制の整備
- ◎ **中長期的な推計及び第9期の目標**
- ◎ 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- ◎ 日常生活圏域の設定
- ◎ 他の計画との関係
- 日常生活圏域
 - 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
 - ・ 各年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定（認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設）
 - ・ 各年度のサービスの種類ごとの見込量
- 各年度の地域支援事業の見込量
- 自立支援、重度化防止、給付適正化の取組及び目標設定

介護保険事業支援計画（都道府県）

- ◎ 基本理念、施策の達成状況の評価等
- ◎ 要介護者等の実態の把握**等**
- ◎ 計画作成のための体制の整備
- ◎ 市町村への支援
- ◎ **中長期的な推計及び第9期の目標**
- ◎ 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- ◎ 老人福祉圏域の設定
- ◎ 他の計画との関係
- 老人福祉圏域
 - 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
 - ・ 各年度の老人福祉圏域ごとの必要入所(利用)定員総数の設定（介護保険施設、介護専用型特定施設、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設）※混合型特定施設は任意
 - ・ 各年度のサービスの種類ごとの見込量
- 市町村が行う自立支援、重度化防止、給付適正化の取組への支援に関する取組及び目標設定
- 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

※ ◎は計画作成に関する基本的事項、●は計画の必須記載事項（基本的記載事項）

第9期介護保険事業(支援)計画の主な内容

介護保険事業計画（市町村）	介護保険事業支援計画（都道府県）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項 <ul style="list-style-type: none"> ①在宅医療・介護連携の推進 ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④地域ケア会議の推進 ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①在宅医療・介護連携の推進 ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④地域ケア会議の推進 ⑤介護予防の推進 ⑥高齢者の居住安定に係る施策との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保方策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各年度の地域支援事業に要する費用の額とその見込量の確保方策 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び<u>介護現場の生産性の向上の推進等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び<u>介護現場の生産性の向上の推進等</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症施策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス情報の公表に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村独自事業に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉事業、市町村特別給付、一般会計に関する事項 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に対する備えの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に対する備えの検討
<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症に対する備えの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症に対する備えの検討

※ ○は計画の任意記載事項。

(4) 第9期計画の基本理念等について

第9期 基本指針（案）のポイント

（ 基本的な考え方 ）

- ・団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える2040年には、高齢人口に占める85歳以上人口の割合が上昇
- ・人口動態が今後の介護サービス需要や介護給付費の増加に影響
- ・同時に、生産年齢人口が急減。今後も働く環境の改善を含む介護現場の人材確保に向けた取組の推進が求められる。
- ・人口構造の変化は、多様な形で進行。各地域の特性や実情に応じた対応が必要。
- ・他方、新型コロナウイルス感染症の拡大は、サービス提供、制度運営に影響、課題を示唆。また、対応の中でICT活用の急速な進展につながった。
- ・更なる高齢化や様々な社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現しなくてはならない。



- ・こうした共通理解の下、介護保険制度について、
 - ①地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ②介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保の観点から、見直しに関する意見を取りまとめる。

※介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）抜粋・参照

第9期 基本指針（案）のポイント

第9期指針のポイント	今後検討が必要となるポイント
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス基盤の計画的な整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ・在宅サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期的な人口動態・介護ニーズの見込等を捉えた基盤整備 ● 医療・介護の連携強化 ● 在宅生活を支える地域密着型サービスの更なる普及
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現 ・医療・介護情報基盤の整備 ・保険者機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域リハビリテーション支援体制の構築推進 ● 地域包括支援センターへの支援体制の構築推進 ● 認知症施策大綱の中間評価を踏まえた施策の推進 ● 高齢者虐待防止の一層の推進 ● 医療・介護の円滑な連携に向けた情報基盤の整備の推進 ● 保険者機能強化推進交付金の評価見直しを踏まえた取組強化 ● 給付適正化の取組の重点化
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアマネジメントの質の向上・人材確保 ● ハラスメント対策等の推進等労働環境改善・人材定着の取組 ● 外国人介護人材の受入環境の整備・推進 ● 介護現場での生産性向上の施策推進及び体制整備 ● 介護サービス事業者の財務状況等の見える化の推進

第9期さがゴールドプラン21の基本理念等の検討

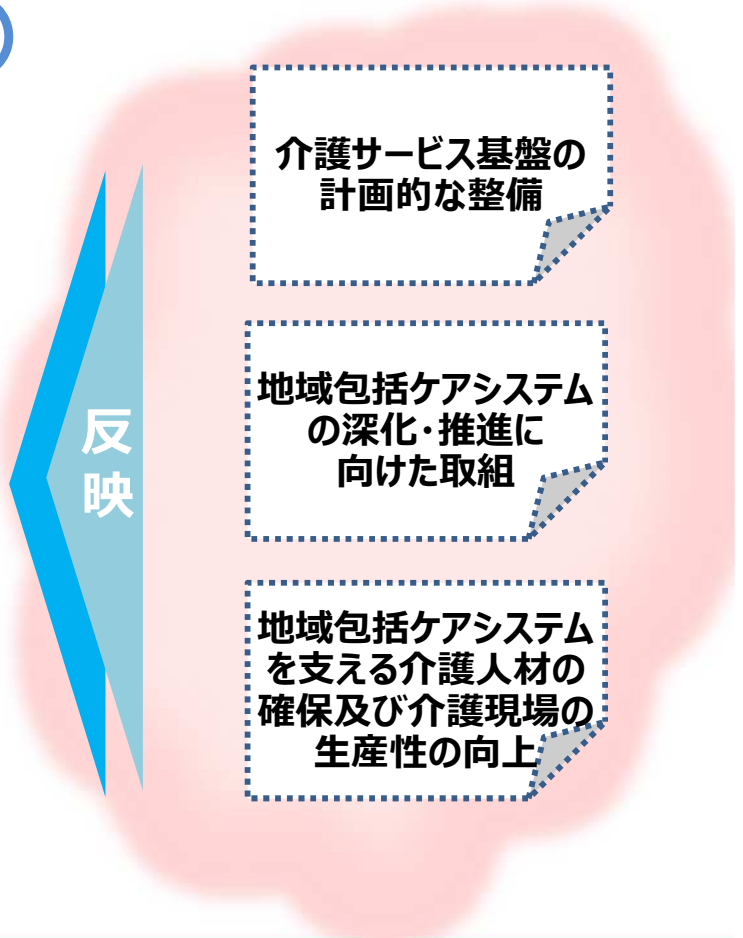
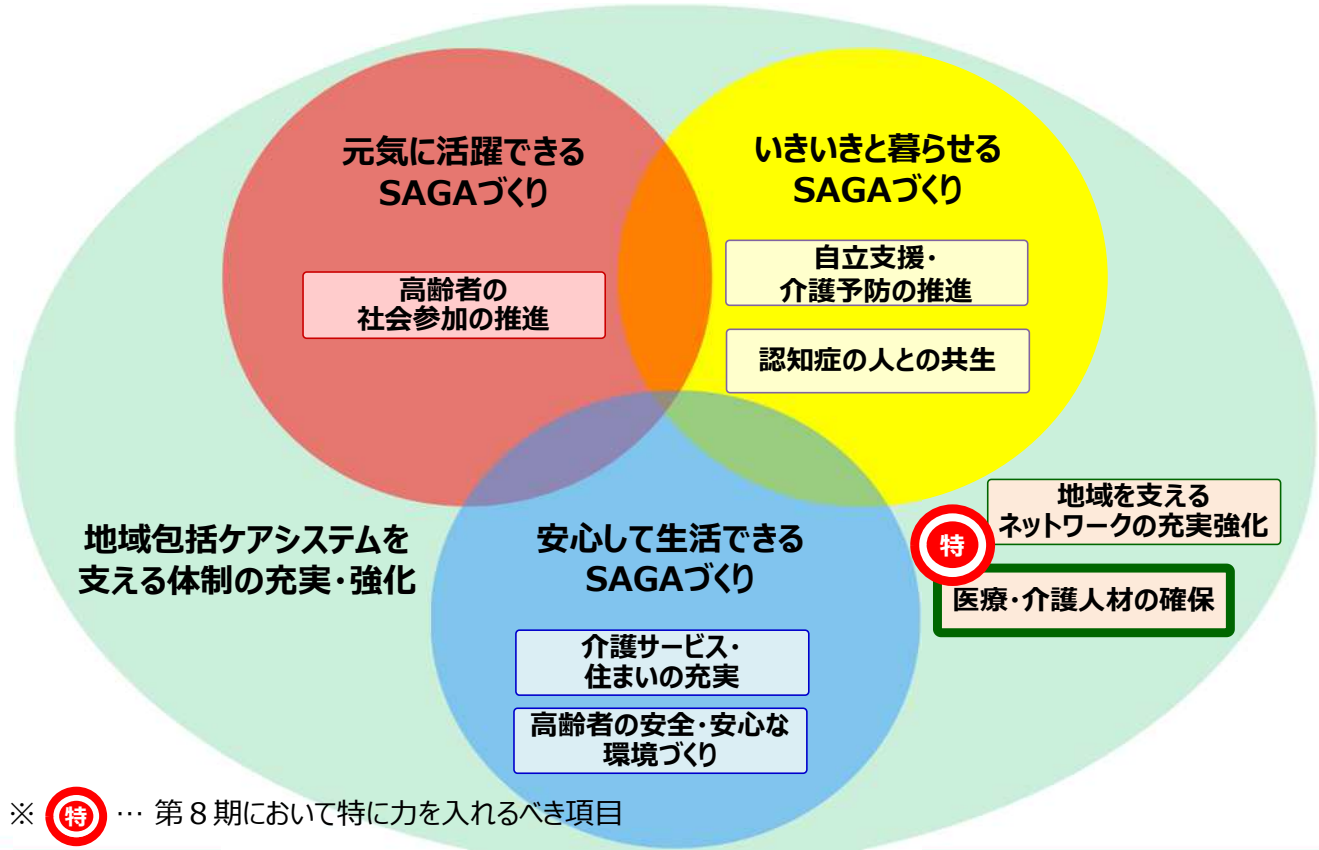
協議事項 基本指針のポイントを踏まえ、第8期の体系について、第9期にどのように反映していくか。

<第8期体系>

基 本 理 念	全ての高齢者が	
	S 住み慣れた地域で	A 安心して生活でき
	G 元気に活躍する	A 明るく豊かな地域共生社会

基本目標 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

第9期基本指針のポイント



※ **特** … 第8期において特に力を入れるべき項目

(5) 第9期計画の論点について

今後の論点①

高齢者の社会参加の推進

【元気な高齢者の社会参加活動の推進】

- 老人クラブ活動がマンネリ化にならないように取り組んでもらうための県による支援方法はどのようなものがあるか。
- 高齢者の就業人口や活動の場が増える中、若手の加入を増やす有効な方法があるか。

【生涯学習の推進】

【就業の支援】

【人にやさしいまちづくりの推進】

(現在の取組を踏まえ引き続き実施・推進)

今後の論点①

自立支援・介護予防の推進

【リハビリテーション専門職等を生かした**重度化防止**・自立支援の推進】

【多様な主体による介護予防生活支援サービスの充実】

○ 「住民主体の通いの場」のマンネリ化や女性中心の活動にならないように取り組んでもらうための支援方法は何があるか。

【保健事業と介護予防事業の一体的実施】

【健康づくりの推進】

【健康増進事業等の推進】

(現在の取組を踏まえ引き続き実施・推進)

今後の論点②

認知症の人との共生

【認知症の正しい知識の普及啓発】

【認知症予防・早期発見・早期対応】

【医療と介護分野の認知症対応力向上と連携強化】

(現在の取組を踏まえ引き続き実施・推進)

【認知症地域支援連携体制の強化】

○ 市町に設置されつつあるチームオレンジの活動の充実を図るために県はどのような支援が必要か。

【若年性認知症施策の推進】

○ 就労継続支援について

今後の論点②

介護サービス・住まいの充実

【在宅生活を支えるサービスの創出支援】

○サービスの普及状況を踏まえた更なる支援について

【施設・居住系サービスの必要入所定員総数】

○介護サービス基盤整備のあり方について

(参考) 基盤整備等の現状

【介護サービス等の質の確保・向上】

○ 今後、介護サービスをどのように充実させていく必要があるか。

(有料老人ホームのサービスの質の向上)

○ 今後、さらに数が増えていくと予想される有料老人ホームに対して、サービスの質の向上および安定した施設運営を行うために、どのような取組、支援が必要か。

○ 高齢者が正しい知識と理解をもって入居施設を選択できるようにするためには、どのような取組、支援が必要か。

【介護サービスの適切な量の確保】

【介護給付適正化】

(現在の取組を踏まえ引き続き実施・推進)

今後の論点②

介護サービス・住まいの充実

【共生型サービスの施設確保】

【生活支援のための施設確保】

【高齢者向け住宅の整備・確保】

(現在の取組を踏まえ引き続き実施・推進)

【養護老人ホーム及び軽費老人ホームの入所定員数】

- 養護老人ホーム、軽費老人ホームのいずれについてもそれぞれ果たすべき役割が重要であることから、現状の定員数を維持することとしている。
- 一方で、近年住環境に対するニーズが多様化している中、第8期さがゴールドプラン21策定当時と比較し、現状の定員数で過不足はないか。

今後の論点③

高齢者の安全・安心な環境づくり

【災害や感染症等に対する備え】

- どのような支援・備えが必要か。

【高齢者虐待防止対策の推進】

【相談・情報提供体制の充実】

(現在の取組を踏まえ引き続き実施・推進)

【成年後見制度等の利用促進】

- 後見人の担い手育成・確保の方針について
- 地域連携ネットワークの整備について

【消費者トラブルの未然防止被害救済】

【高齢者交通事故防止対策】

(現在の取組を踏まえ引き続き実施・推進)

【くらしの移動手段の確保】

- 障害者や要介護・要支援者の移動手段である福祉有償運送を確保・維持していくため、どのような支援が必要か。

今後の論点④

地域を支えるネットワークの充実強化

【在宅医療・介護連携の取組支援】

(現在の取組を踏まえ引き続き実施・推進)

【訪問看護ステーションへの支援】

○ 利用者の利便性向上のための訪問看護ステーション支援について

【在宅等での看取りの推進】

○ 看取りの推進のために介護施設等を対象とした研修を実施しているが、取組を推進するために他にどのような取組が考えられるか。

今後の論点④

地域を支えるネットワークの充実強化

【地域包括支援センターの充実強化】

【多職種連携による地域ケア会議の推進】

(現在の取組を踏まえ引き続き実施・推進)

【地域の関係機関との連携強化】

○ ケアラー支援について

【人生の最終段階に関する理解促進】

○ 在宅医療やACP(人生会議) の理解促進について

今後の論点⑤

医療・介護人材の
確保/**介護現場の生
産性の向上**

【介護人材の将来推計】

(現在の取組を踏まえ引き続き実施・推進)

【参入の促進】

【労働環境の改善】

【処遇の改善】

【資質の向上】

【多職種の育成・確保】

○介護人材確保の更なる取組について

【介護現場の生産性向上の推進】(新)

○介護現場での生産性向上のための支援・施策・体制について

【外国人介護人材の受入環境整備】(新)

○外国人人材の更なる受入環境整備のための体制・施策について

(参考) 介護人材確保の現状

(参考)
基盤整備等の現状

施設整備を検討するにあたっての考え方(第8期)

施設・在宅サービス等の整備の方針

整備するサービスの種類
を検討する際に考慮する背景

将来の人口動態

施設・住まいの整備状況

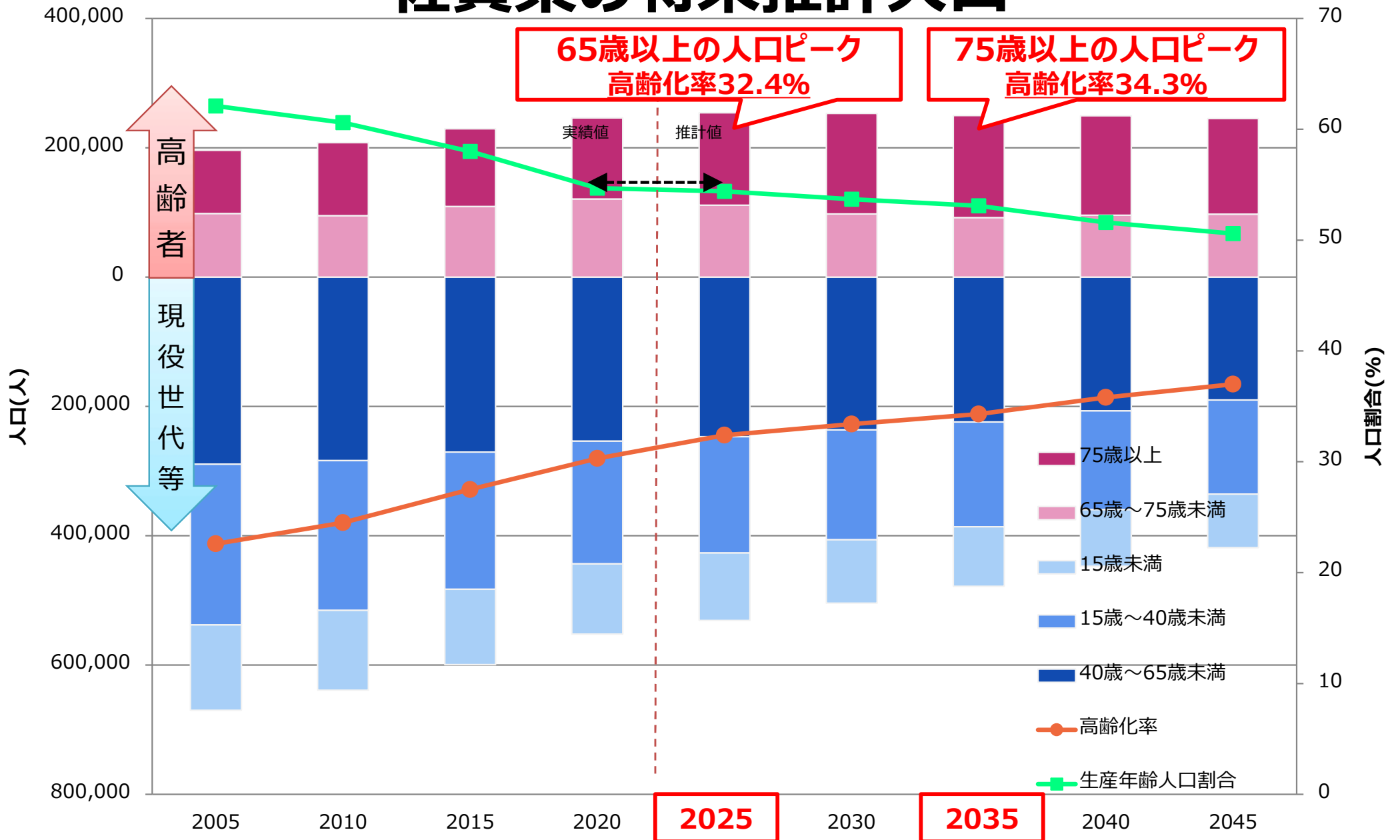
高齢者の意向

待機者の状況

施設整備の方針を
検討するに当たって
考慮する項目

介護を理由に
離職する人

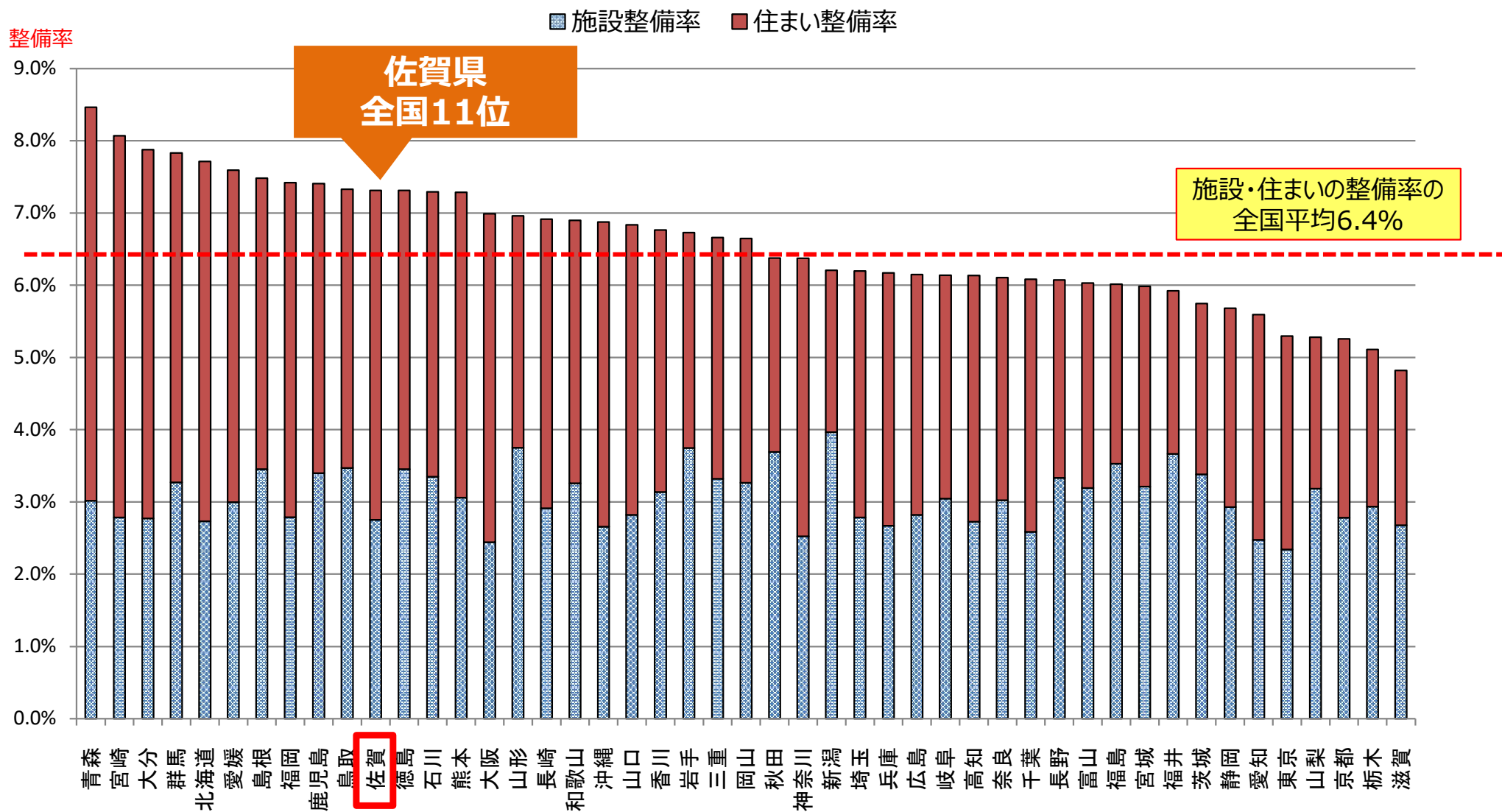
佐賀県の将来推計人口



(出典) 2005年～2020年まで：総務省「国勢調査」

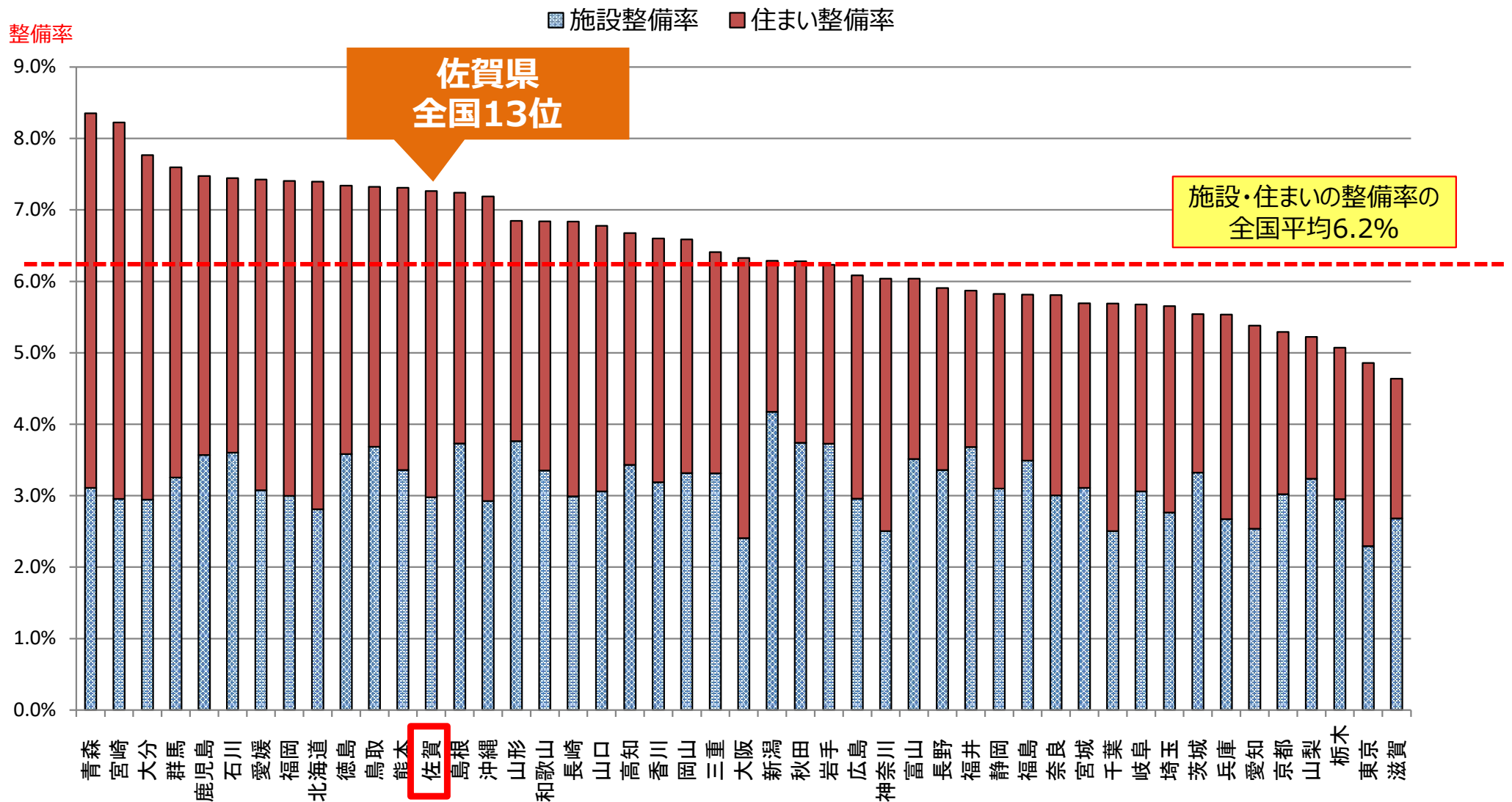
2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

65歳以上の高齢者向け施設・住まいの整備状況（第9期策定時）



※「施設整備率」…65歳以上人口に対する「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」（R3介護サービス施設・事業所調査）の総数の割合。
 ※「住まい整備率」…65歳以上人口に対する「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」「有料老人ホーム（サ高住以外）」（R3社会福祉施設等調査）、「サービス付き高齢者向け住宅」（R3.9末登録数）、「認知症高齢者グループホーム」（R3介護サービス施設・事業所調査）の総数の割合。
 ※65歳以上人口は、R3.10.1人口推計による。

65歳以上の高齢者向け施設・住まいの整備状況（第8期策定時）



※「施設整備率」…65歳以上人口に対する「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」（H30介護サービス施設・事業所調査）の総数の割合。
 ※「住まい整備率」…65歳以上人口に対する「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」「有料老人ホーム（サ高住以外）」（H30社会福祉施設等調査）、「サービス付き高齢者向け住宅」（H30.9末登録数）、「認知症高齢者グループホーム」（H30介護サービス施設・事業所調査）の総数の割合。
 ※65歳以上人口は、H30.10.1人口推計による。

住まい整備の推移

佐賀県

		養護	軽費	有料 (サ高住以外)	サ高住	GH	計
H30	定員	883	915	5,869	571	2,225	10,463
	構成割合	1.00倍 ↓ 8%	1.00倍 ↓ 9%	1.15倍 ↓ 56%	1.00倍 ↓ 5%	1.05倍 ↓ 21%	1.09倍 ↓
R3	定員	883	915	6,750	571	2,330	11,449
	構成割合	8%	8%	59%	5%	20%	

全国

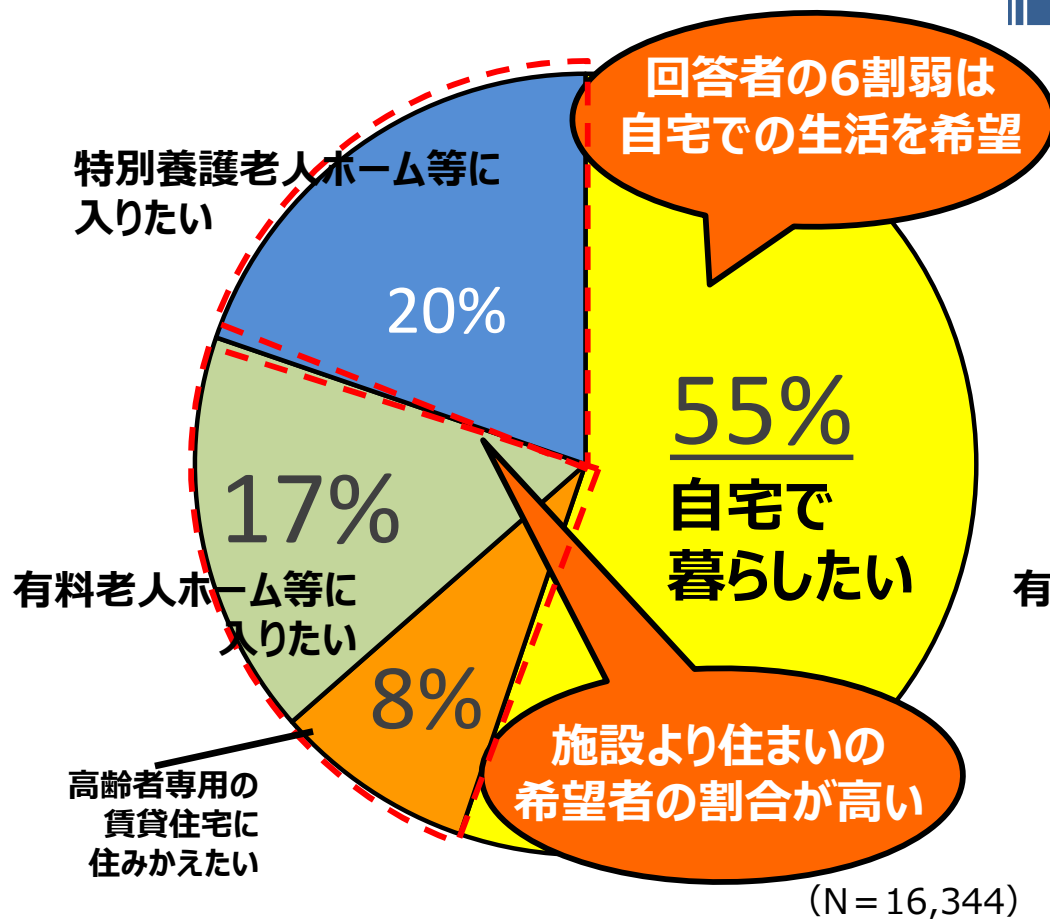
		養護	軽費	有料 (サ高住以外)	サ高住	GH	計
H30	定員	63,548	94,493	549,759	234,971	210,184	1,152,955
	構成割合	0.98倍 ↓ 6%	1.01倍 ↓ 8%	1.16倍 ↓ 48%	1.15倍 ↓ 20%	1.05倍 ↓ 18%	1.11倍 ↓
R3	定員	62,153	95,318	635,879	270,244	220,448	1,284,042
	構成割合	5%	7%	50%	21%	17%	

「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」「有料老人ホーム（サ高住以外）」（H30,R3社会福祉施設等調査）、「サービス付き高齢者向け住宅」（佐賀県データ：建築住宅課サービス付き高齢者向け住宅台帳）（全国データ：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム H30.9末,R3.9末登録数）、「認知症高齢者グループホーム」（H30,R3介護サービス施設・事業所調査）の総数の割合。

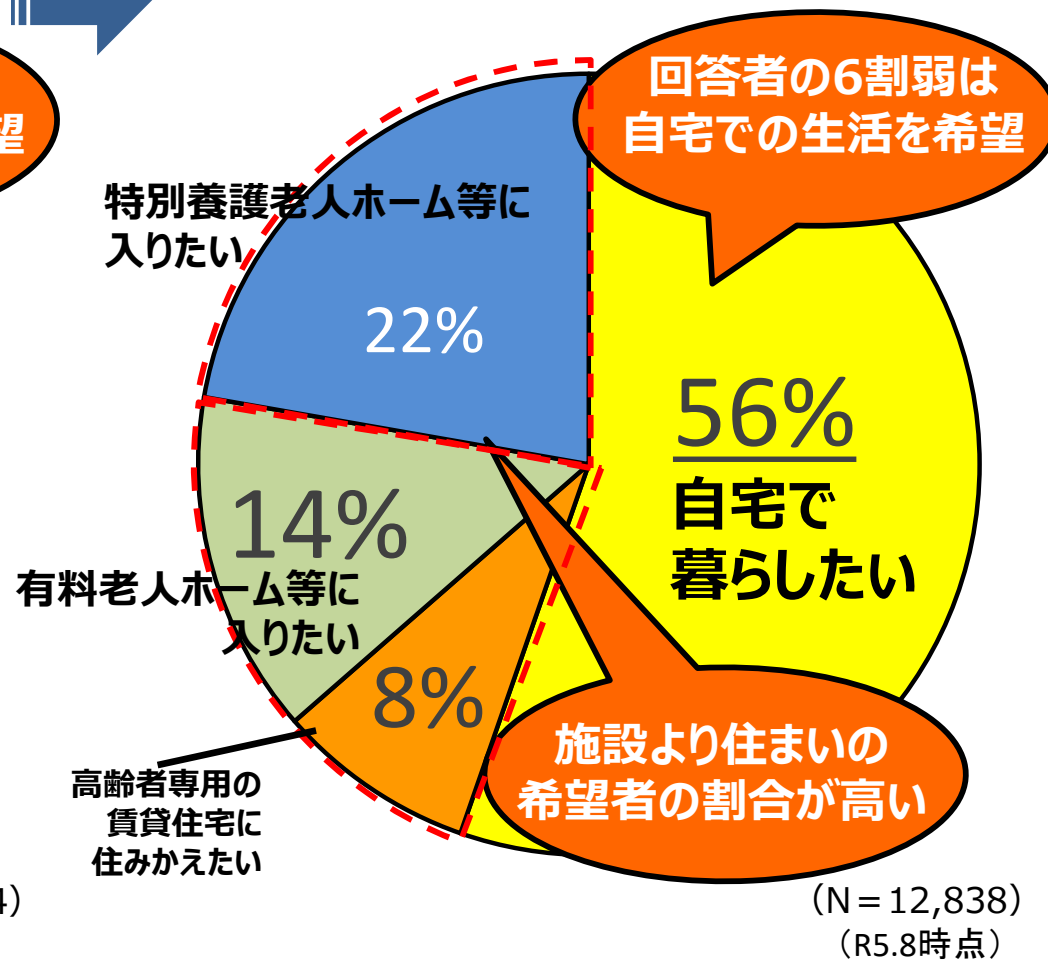
佐賀県高齢者要望等実態調査

(問) 自分だけの力で普段の生活を営むことが難しくなる場合の住まいはどのように考えていますか

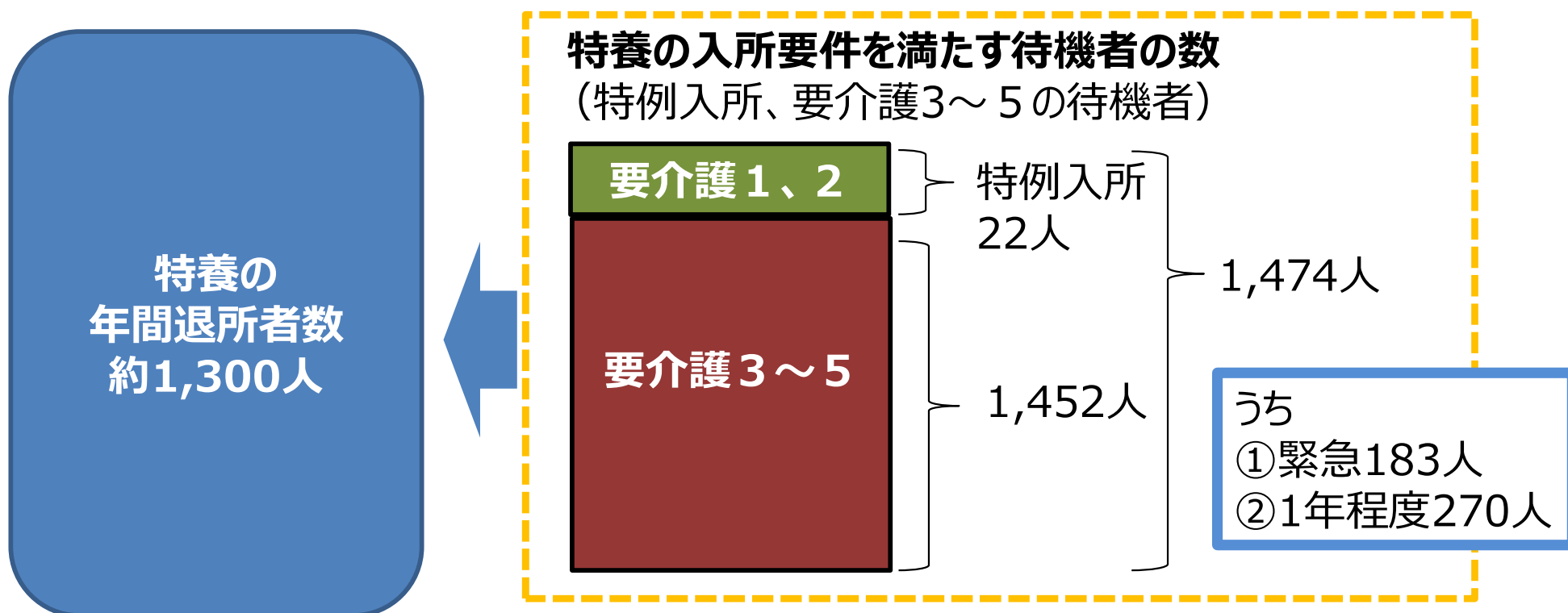
令和元年度調査



令和4年度調査



特別養護老人ホームの待機者の状況①



※ R5年度県調査（特別養護老人ホームの入所申込者等調べ）結果
(令和5年4月1日時点)

- 年間の退所者数は約1,300人である。
- 理論上は、特養の待機者のうち、「1年未満で緊急に入所が必要な方（183人）」と「1年程度で入所が必要となる見込みの方（270人）」の合計453人は、1年より短い待機期間で入所が可能な状況であり、施設の数はいずれも概ね充足している状況。

(R5.8時点)

特別養護老人ホームの待機者の状況②

● 待機者のうち、“在宅”の方の数（要介護別）

	要支援等	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
唐津市	0	3	0	25	15	4	47
伊万里市	0	6	11	34	22	7	80
玄海町	0	0	0	0	0	0	0
有田町	0	1	7	12	5	2	27
鳥栖広域	0	0	2	14	7	8	31
杵藤広域	1	37	18	55	32	12	155
中部広域	2	13	18	93	25	10	161
計	3	60	56	233	106	43	501
				382人			

● 在宅での待機者の状況

区分	
①入所の必要性が高い。	54人
②1年程度で入所が必要となる見込み	97人
③特養以外で対応可能	137人
④その他(必要性が低い、判断が困難など)	94人
計	382人

(参考1) 在宅での待機者（要介護3以上）の方の推移

R2	R3	R4	R5
515人	587人	464人	382人

(参考2) 在宅での待機者の状況①の推移

R2	R3	R4	R5
95人	98人	77人	54人

(R5.8時点)

待機者及び介護離職者に対応するための整備数

(1) 特別養護老人ホームの入所待機者に対応するための整備分・・・382人

(2) 介護サービスが利用できず離職する人をなくすための整備分・・・315人

※ (1) と (2) の重複分：221人

* 推計方法は厚労省より提示

476人分

・将来の人口動態
・施設・住まいの整備状況
・高齢者の意向

施設サービス
介護老人福祉施設
介護老人保健施設

居住系サービス
特定施設、認知症グループ
ホーム

在宅生活を支えるサービス
小規模多機能、定期巡回、
看護小規模多機能

住まい
サービス付き
高齢者住宅

介護離職・待機者対応のための受け皿

(R5.8時点)

ショートステイの定床化予定（第8期計画期間中）

	東部	中部	北部	西部	南部	県計
定床化数/配分 (～第7期累計)	61床 /62床	43床 /43床	6床 /30床	20床 /34床	51床 /81床	181床 /250床
定床化数/配分 (第8期分)	35床 /35床	12床 /12床	24床 /24床	13床 /13床	32床 /32床	116床 /116床
令和3年度	—					
令和4年度	33床	12床	0床	0床	14床	59床
令和5年度 (予定)	2床	0床	24床	13床	18床	57床

- 令和5年度の定床化については、定床化予定数の116床から令和4年度までに定床化した59床を差し引いた57床の定床化について募集を行っていく。
- 圏域ごとの配分に変更はない。
- 7期までは累計（実績）及び計画上の配分床数。
8期数字は、配分実績(R3,R4年度)・予定(R5年度)/8期計画上の配分床数。

(R5.8時点)

(参考)
介護人材確保等の現状

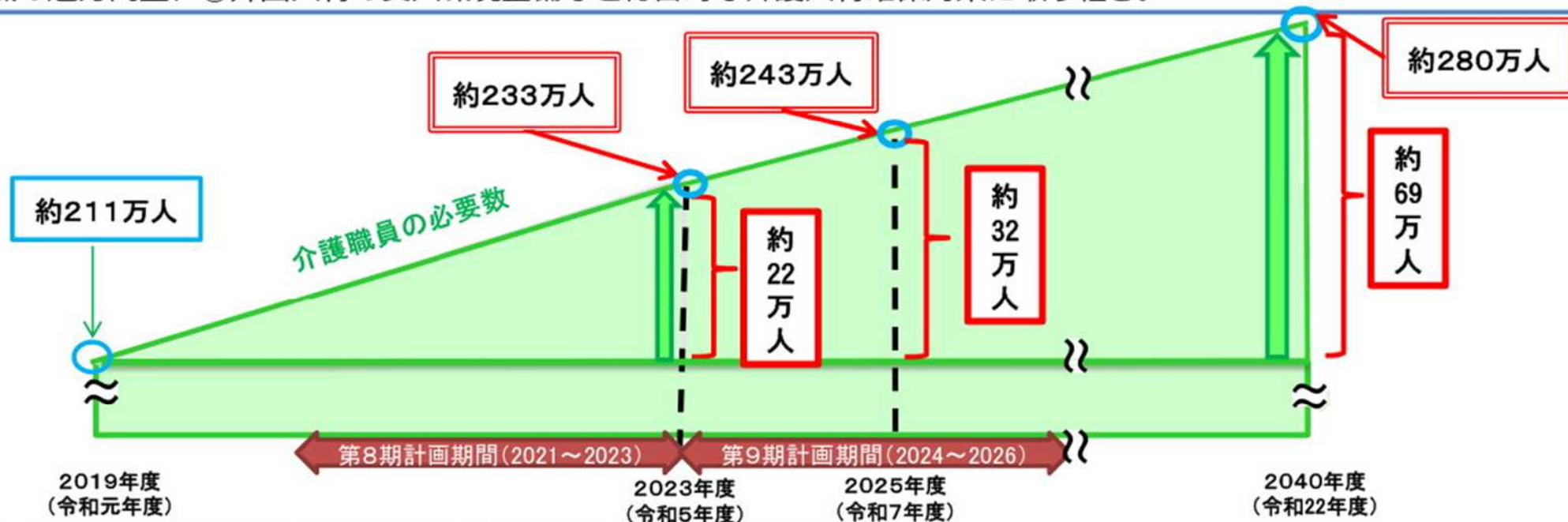
第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））

となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

介護人材の将来推計

佐賀県

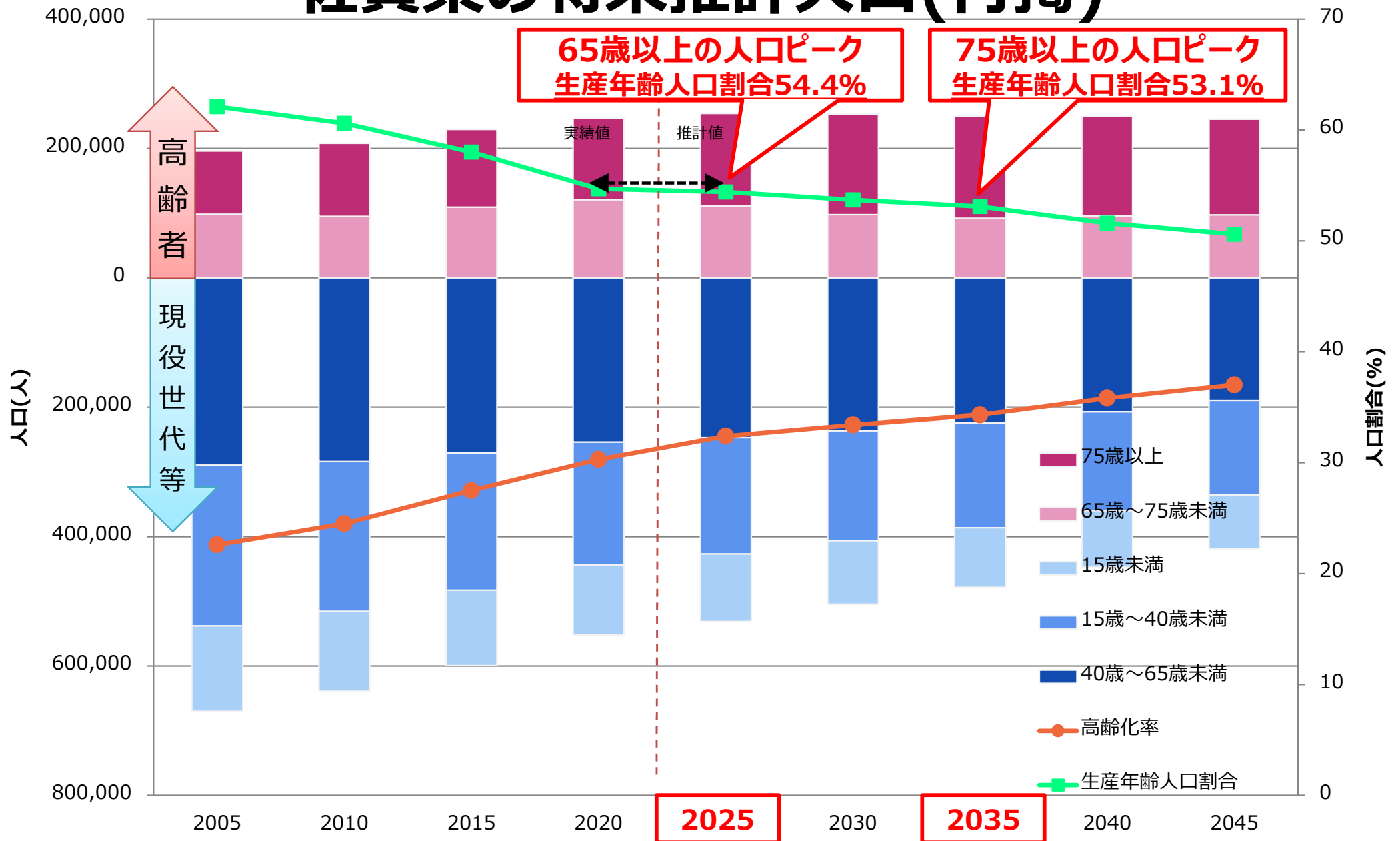
	2025年度	2040年度
需要見込①	16,780	19,065
供給見込②	15,633	14,296
差引(①-②)	1,147	4,769
高齢者数	254,010	249,606
高齢者千人当たり	4.516	19.106

全国

	2025年度	2040年度
需要見込①	2,426,079	2,802,578
供給見込②	2,205,248	2,153,892
差引(①-②)	220,831	648,686
高齢者数	36,770,849	39,205,717
高齢者千人当たり	6.006	16.546

需給見込みは、第8期さがゴールドプラン2 1、第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について別紙4第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数(都道府県別)、高齢者数は国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(2018推計)に基づく

佐賀県の将来推計人口(再掲)



(出典) 2005年～2020年まで：総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

介護人材確保に向けた県の取組

小中高生 保護者 先生 学生 県民

潜在的有資格者

介護職員
(無資格者)

介護職員
(有資格者)

参入の促進

離職防止・定着促進

理解促進・イメージアップ

- 介護の仕事魅力発信事業（魅力発信サイト「さがケア」、冊子等）
- 介護の仕事体験事業（職業体験イベント「キッズケアサガ」）
 - 「介護の日」記念事業（著名人による講演会、介護技術コンテスト 等）
- 将来を担う介護人材支援事業（福祉系高校等の広報）

新規参入者への支援

- 将来を担う介護人材の支援事業（実習費・被服費等）
- 将来を担う介護人材の支援事業（通学支援金）
- 修学資金貸付（福祉系高校） ● 介護福祉士修学資金等貸付（短大、大学）
 - 初任者研修補助事業
 - 就職フェア、就職面談会
 - 介護未経験者研修と介護事業所とのマッチング支援
 - 介護分野就職支援金貸付（他業種）
- 留学生への奨学金支援事業
- 留学生に対する日本語学習支援事業
- 留学生マッチング支援事業
- 外国人介護人材受入支援事業（セミナー）

「参入の促進」「労働環境の改善」
「処遇の改善」「資質の向上」
の4つの観点から取組を実施

- 実務者研修受講資金貸付

- 再就職準備金貸付（経験者）

処遇（賃金）の改善

- 加算取得のための専門家（社労士等）派遣の実施
- 加算取得のためのセミナー等の開催

職場環境改善

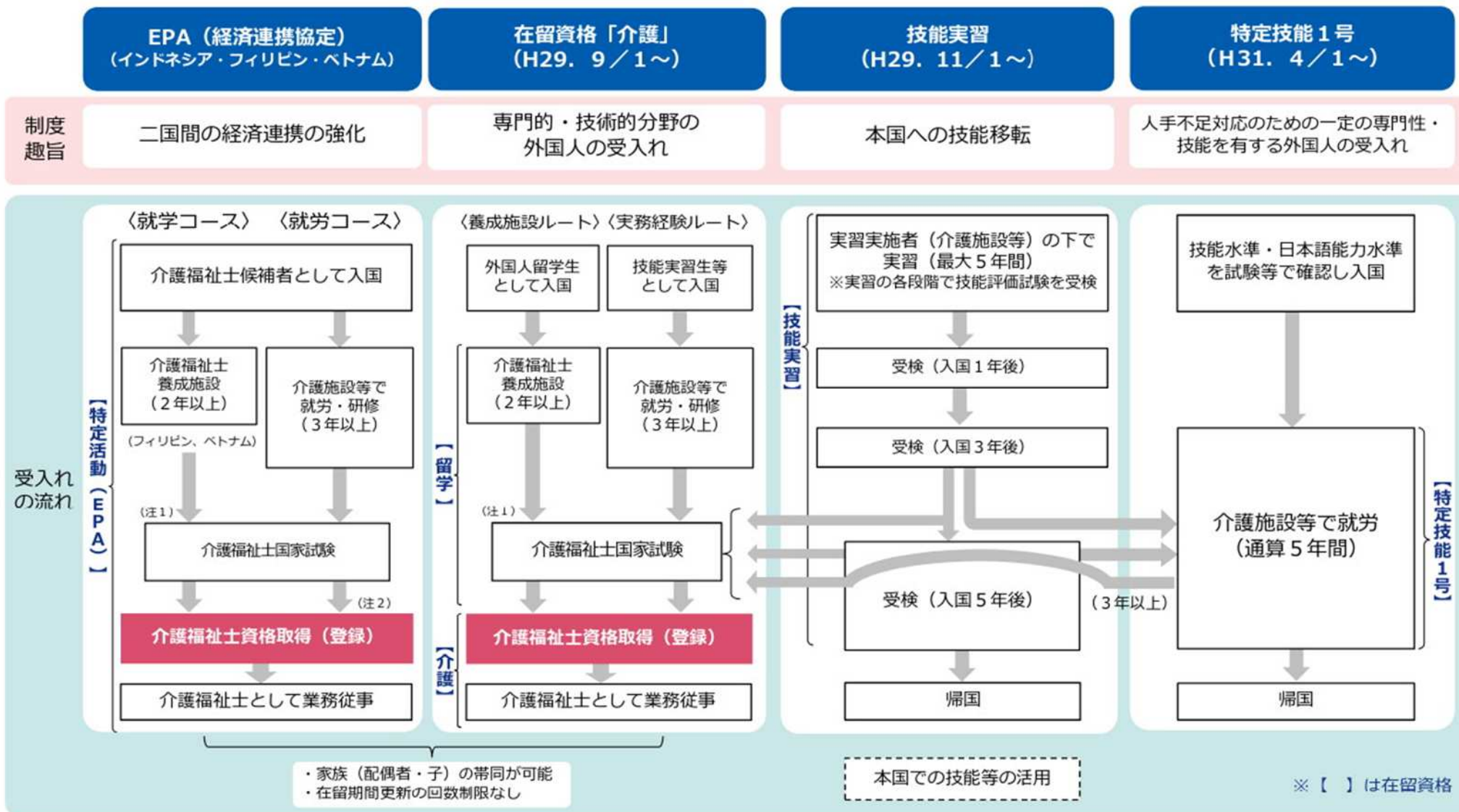
- 施設内保育施設運営費補助事業（国）人材確保等支援助成金
- 介護現場における先進機器導入支援事業 ● 職場環境改善セミナーの開催
- 抱え上げない介護普及推進事業
- 介護職員の宿舍施設整備補助事業

資質の向上

- 職種別・階層別の各種キャリアアップ研修 ● 喀痰吸引等研修
- 初任者研修補助事業（再掲） ● ストーマケア研修

外国人介護人材受入れの仕組み

厚生労働省資料(外国人介護人材受入れの仕組み)



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

県内における外国人介護人材受入状況

在留資格等

① EPAに基づく者
(経済連携協定)

② 技能実習生

③ 特定技能1号

④ 留学生
(佐賀女子短期大学、西九州大学短期大学部)

⑤ 在留資格「介護」
(介護福祉士有資格者)

計

県内在留者数

9名

※R4:国際厚生事業団JICWELS 受入説明会資料

39名

※R3:外国人技能実習機構 都道府県別職種別技能実習計画認定件数

162名

※R4.12:出入国管理庁 特定技能在留外国人数

114名

※R5.4現在:長寿社会課調べ

106名

※R4.6:出入国管理庁 在留外国人統計

430名

令和5年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（地域医療介護総合確保基金 137億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、**都道府県の主導**のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、**生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括**して取り扱い、**適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施するための基金メニュー**を設ける。（※）

※赤字が令和5年度拡充分。

※既存の基金メニュー（業務改善支援事業）の拡充での対応を予定。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

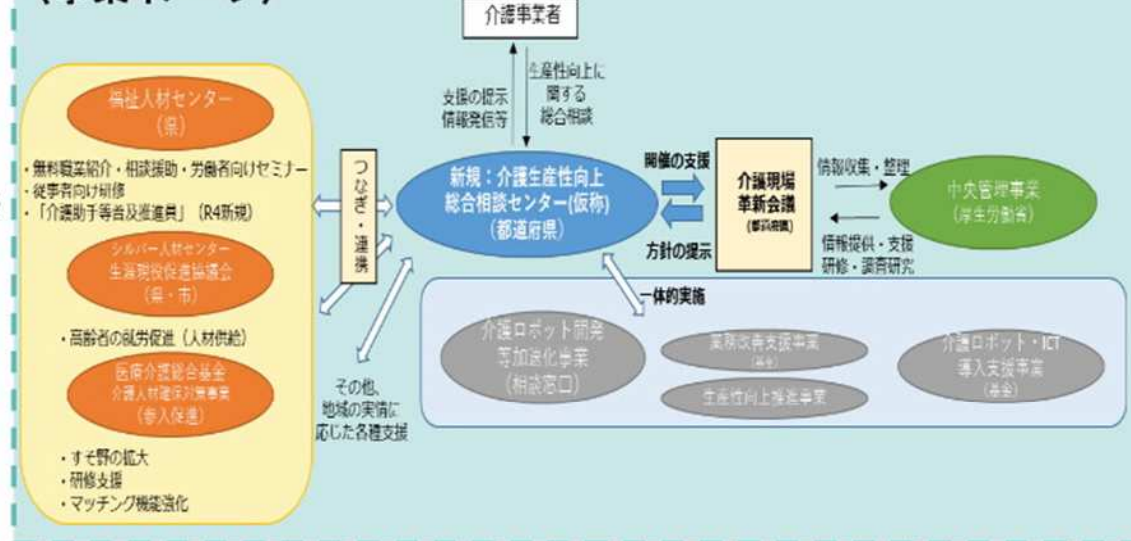
- ・ 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター（仮称）」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICT、その他生産性向上に関する取組を実施する他、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者に対し、ワンストップ型の支援を実施する。

【実施事項】以下の経費の一部を補助

（（1）及び（2）の実施が要件。）

- 介護現場革新会議の開催
- 介護生産性向上総合相談センター（仮称）の設置**
 - 介護ロボット・ICT等生産性向上に係る相談窓口（必須）
 - 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携（必須）
 - その他
- 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援（コンサル経費の補助）

＜事業イメージ＞



実施主体



3 その他

- ・ 都道府県が介護現場の生産性向上をさらに推進する方策を別途検討。
- ・ 本メニュー設置に伴い既存基金メニューとの整理を予定